令和元年(ワ)第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件 原 告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) ほか4名 被 告 国

原告ら第27準備書面

(社会事実の変化等について9 総まとめ)

2022 (令和4) 年11月30日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

安孫子健	輔	石	井	謙	_
石 田 光	史	井	上	敦	史
入野田智	也	岩	橋	愛	佳
緒方枝	里	太	田	千	遥
久 保 井	摂	富	永	悠	太
後藤富	和	鈴	木	朋	絵
武 寛	兼	徳	原	聖	雨
西亜沙	美	塙	2	受	恵
原田恵美	子	森	đ	あ	V
渡邉	陽	吉	野	大	輔
永里佐和	子	仲	地	彩	子
藤井祥	子	藤	木	美	才

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、以下のとおり口頭弁論の準備をする。

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

\blacksquare	1 V/L.
	1777
	ľΛ
	· • •

第	1	はじめに6
第	2	外国における動向 6
	1	同性婚を可能とする国が33か国にものぼること6
	2	同性婚を認めないことが憲法違反との司法判断がなされている国が多くある
	ک	٤ 8
第	3	国連や国際人権法の動向8
第	4	地方自治体の動向10
	1	パートナーシップ制度の広がりと、その内在的限界10
		(1) パートナーシップ制度の広がり10
		(2) ファミリーシップ制度の広がり11
		(3) パートナーシップ制度により可能となる事項11
		(4) 導入自治体間の連携協定12
		(5) 自治体の制度であることの限界・制約13
	2	地方議会による、同性婚についての国に対する意見書17
	3	指定都市市長会が取組の強化を国に求めていること18
	4	性の多様性条例18
第	5	企業の動向 19
	1	同性婚法制化に賛同する企業等が300を超え、日本を代表する有名企業が
	多	数含まれていること19
		(1) 在日アメリカ商工会議所の提言19
		(2) 同性婚法制化賛同企業を可視化するキャンペーンの発足と日本を代表す
		る有名企業による多数の賛同20

2	2 社内外での、企業の取組みの増加2	1
	(1) 企業の取組みのいち背景・概況2	1
	(2) 企業内の同性カップルに関する取組み2	2
	(3) 顧客に対する、同性カップルに関する取組み2	3
第6	5 弁護士会等弁護士団体の動向2	4
1	弁護士会の意見書等2	4
	(1) 日本弁護士連合会によるもの2	4
	(2) 各地の弁護士会連合会によるもの2	5
	(3) 弁護士会によるもの2	6
2	2 弁護士会以外の弁護士団体の動向2	8
第7	' その他団体の動向2	8
1	学術団体の動向2	9
2	2 福祉系団体の動向2	9
第8	3 当事者調査3	0
第9) 世論調査3	0
第1	0 司法3	4
1	「結婚の自由をすべての人に」訴訟について3	4
2	2 その他の裁判について3	5
	(1) 元パートナーに対する不貞慰謝料請求3	5
	(2) 同性パートナー在留資格訴訟3	6
	(3) 犯罪被害者遺族給付金訴訟3	7
	(4) 財産分与審判3	8
	(5) 小括3	9

第	1	1 国の取組み	39
	1	日本政府が同性愛者等の人権保障を行わずむしろ阻害してきたこと	39
:	2	府中青年の家事件と2000年代以降の政府の取組み	40
		(1) 府中青年の家事件	40
		(2) 2000年代以降の政府の取組み	41
		(3) 差別の是正を政府がほとんど行っていないこと	44
第	1	2 国会	45
	1	国会の状況	45
		(1)質疑等の状況	45
		(2) 婚姻平等法案	70
		(3) その他の関連法案	71
:	2	候補者アンケート調査	71
;	3	国会議員の同性婚への賛否の割合	72
4	4	マリフォー国会 (院内集会)	73
		(1) 第1回マリフォー国会	73
		(2) 第2回マリフォー国会	74
		(3) 第3回マリフォー国会	74
		(4) 第4回マリフォー国会	75
		(5) マリフォー国会に言及する国会での質問	75
4	4	政党の公約等	75
		(1) 2017年衆院選での公約化と2019参院選	76
		(2) 2021年衆院選	76
		(3) 2022年参院選	77
		(4) 小括	78
	5	自由民主党	78

第1	13 まとめ	89
6	3 小括	88
	(4)世界平和統一家庭連合(旧統一教会)や神道政治連盟の影響	85
	(3) 自由民主党の国会議員による相次ぐ差別的言動	82
	(2) 自由民主党内と党支持層との間にも大きなギャップがあること	80
	極めて低いこと	78
	(1) 国会議員や国政選挙の候補者において、同性婚賛成の割合が他党に比	ふべ

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

第1 はじめに

原告らは、本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会事実の変化を、訴状22ページないし34ページ、原告ら第1、第3、第6、第9、第10、第15、第16、第17、第20、第21の各準備書面で述べてきた。本書面では、原告ら第21準備書面(2022(令和4)年4月14日付)に記載されたより後の事実について補足しつつ、本件規定の違憲性が明白であることを裏付ける社会事実の変化を総括して述べる。

第2 外国における動向

1 同性婚を可能とする国が33か国にものぼること

2000 (平成12) 年、オランダで、世界で初めて、法律上の性別が同じ者との婚姻を可能とする立法措置がとられて以降、2022 (令和4) 年11月22日時点で、同性どうしの婚姻が可能となっているのは次頁以降の表に記載した国々である。また、表に記載していないが、メキシコでも一部の州で同性婚が可能となっており、同性婚を可能とする国(国の一部で可能な国を含む)は、メキシコ含め33か国に及ぶ。世界人口に占める、同性婚を認める国の割合は17パーセントである。また、世界のGDPに占める、同性婚を認める国の割合は52パーセントとなっている(甲A557。同性婚を可能する法律が施行された年月についても、甲A557を参照されたい。)。

年	国・地域	証拠
※「同性婚を可能とする法 律が成立した年」または		
「裁判所が同性婚の禁止を		
憲法違反とするなど同性婚 を認める判断を出した年		
を記載		
2000 (平成12) 年	オランダ	甲A10・68ないし
2003 (平成15) 年	ベルギー	80頁、甲A11
2005(平成17)年	スペイン	
	カナダ	
2006 (平成18) 年	南アフリカ	
2008(平成20)年	ノルウェー	
2009(平成21)年	スウェーデン	
2010(平成22)年	ポルトガル	
	アイスランド	
	アルゼンチン	
2012(平成24)年	デンマーク	
2013(平成25)年	ウルグアイ	
	ニュージーランド	
	フランス	
	ブラジル	
	英国(但し、北アイルランド除く)	
2014 (平成26) 年	ルクセンブルク	
2015(平成27)年	フィンランド	
	アイルランド	
	アメリカ	
2016 (平成28) 年	コロンビア	
2017 (平成29) 年	台湾	

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

	マルタ	
	ドイツ	
	オーストリア	
	オーストラリア	
2018 (平成30) 年	コスタリカ	甲A12
2019 (令和元) 年	エクアドル	甲A13
	北アイルランド(英国)	甲A108、109
2021(令和3)年	スイス	甲A453、454
	チリ	甲A455
2022(令和4)年	スロベニア	甲A558
	キューバ	甲A559

2 同性婚を認めないことが憲法違反との司法判断がなされている国が多くあること

法律上の性別が同じ者との婚姻が可能となる過程は、各国や地域で様々であるが、司法機関において同性婚を認めないことは憲法違反であると判断され、法律上の性別が同じ者との婚姻が可能になったのは、カナダ(甲A11)、南アフリカ(甲A11)、アメリカ(甲A14、甲 $A15 \cdot 219$ ないし256頁)、コロンビア(甲A11)、台湾(原告ら第11準備書面で詳述。甲A16-1、同-2(訳文)、甲A300)、コスタリカ(甲A12)、エクアドル(甲A13)、スロベニア(甲A558)である。

第3 国連や国際人権法の動向

原告ら第20準備書面で詳述しているが、性的指向に基づく差別の解消および 性的指向に関連する人権の保障は国家に課せられた国際人権法上の義務であり、

既存の法制度、すなわち婚姻を同性カップルに認めることこそ、国際人権法により国家に課せられた積極的義務の履行のために簡潔かつ効果的な選択である。したがって、国は、かかる国際人権法上の義務を負い、憲法24条、13条、14条1項の解釈指針として、あるいは本件規定の立法事実として考慮される結果、本件規定は前記憲法の各条項に違反する。

また、原告ら第20準備書面提出後のこととしては、国連自由権規約人権委員会の総括所見の発表がある。2022(令和4)年11月3日、市民的及び政治的権利に関する国際規約(「自由権規約」)の実施状況に関する第7回日本政府報告書に対して、国連自由権規約人権委員会は、同年10月13日、14日に行われた審査を踏まえ、総括所見を発表した(甲A560-1、560-2)。

同総括所見においては、包括的な反差別法がないことへの引き続きの懸念が表明された。そして、その差別の理由については、性的指向、性自認も明示的に含められた。また、同総括所見は、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別変更、法律的な結婚へのアクセス、および矯正施設での処遇において、差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている(第2条および第26条)」と述べ、締結国が行うべきこととして、「(b) 同性カップルが公営住宅へのアクセスや同性婚を含め、規約に規定されたすべての権利を締約国の領域のすべてで享受できるようにする。」(甲A560−1、560−2)と述べている。

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

第4 地方自治体の動向

1 パートナーシップ制度の広がりと、その内在的限界

(1) パートナーシップ制度の広がり

原告ら第21準備書面(2022(令和4)年4月14日付)を提出した後 も、日本各地でパートナーシップ制度は益々広がりを見せており、2022(令 和4)年11月1日時点で、242の地方自治体においてパートナーシップ制度 の導入が確認できている(別紙1「パートナーシップ制度導入自治体一覧」のと おり。なお、導入自治体数は、都道府県での導入の場合も都道府県内自治体数を 計上するのではなく、単に1と数えている。また、都道府県で導入しておりかつ 都道府県内自治体でも導入がある場合は、それぞれを1として数えている。)。

福岡県粕屋町、佐賀県上峰町、熊本県大津町、宮崎県木城町、宮崎県新富町や神奈川県清川村など町や村での導入例もある一方、横浜市、札幌市、さいたま市、大阪市、福岡市等の人口の非常に多い市や、また都道府県での導入例もある。都道府県での導入は、同日に導入した東京都を含め、青森県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、三重県、大阪府、福岡県、佐賀県の10都府県に及ぶ。

このように、国が検討すらすることなく法整備を怠っている間に、住民との距離が近く、直接その声が届けられやすい地方自治体レベルにおいては、同性カップルの関係を承認する動きが着実に広がっている。同日時点で導入済みの自治体を基準にした場合、日本の総人口に対する人口カバー率は62.1%である((別紙1「パートナーシップ制度導入自治体一覧」参照)。東京都の導入により、人口カバー率はついに6割を超えた。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(2) ファミリーシップ制度の広がり

2021(令和3)年1月、兵庫県明石市では、2者のパートナーシップのみならず、家族として暮らしている子ども(未成年者)との関係も合わせて証明する制度である「ファミリーシップ制度」が始まった(甲A163)。同様の制度は、別紙2「ファミリーシップ制度導入自治体一覧」のとおり、2022(令和4)年11月1日時点で、41の地方自治体においてその導入が確認できている。

また、ファミリーシップ制度という形ではなく、希望する場合には子の名前をパートナーシップ制度関係の書類に記載する自治体もある(甲A601)。このような取組みは、同年8月1日時点で、12の地方自治体で確認できている(甲A601)。

国が同性どうしの結婚について何ら検討しない間に、地方自治体は、同性カップルだけでなく、子どもとの関係までも承認する動きを広げているのである。

(3) パートナーシップ制度により可能となる事項

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度には婚姻のような法的効力はなく、例えば、パートナーシップ制度を利用しているからと言って法定相続人になれるわけではない。ただ、自治体によっては、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の利用により、市営住宅の申込み等、行政サービスの対象となるところもある。例えば、福岡市では、パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、市営住宅の申込み、セーフティネット住宅への申込み、特定優良賃貸住宅の申込み、り災証明書交付の代理申請、市立平尾霊園の合葬式場所(パートナーと同じ墓)の申込み、子育て世帯住替え助成金の申請ができる(甲A602)。な

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

お、パートナーシップ宣誓書受領証を提示しなくても口頭での申請やパートナーシップ制度の利用がなくても可能な行政サービス(例えば、市立病院での診療内容説明、手術の同意等)もあり、甲A602号証には、パートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要なものも含め、利用できる行政サービスが全部で20挙げられている。

また、民間のサービスについても、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の利用によりサービスを利用できるようになったり、利用しやすくなったりすることがある。例えば、熊本の地方銀行である肥後銀行では、同性カップルでも収入合算やペアローンでの借入れが可能であるところ、その利用のためには、公正証書でのパートナーシップ合意契約書が必要である(甲A603)。しかしながら、パートナーシップ証明書があれば合意契約書を代用でき、合意契約書については公正証書による必要がなくなる(同)。

(4) 導入自治体間の連携協定

パートナーシップ制度もファミリーシップ制度も、地方自治体の取組みであり、基本的に当該自治体限りのものである。したがって、別の自治体に転居し要件を充たさなくなった場合は宣誓書受領証等を返還しなくてはならないのが通常である。転出先の自治体がパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入していても、手続きをしなおさなければならない。また、そもそも転出先の自治体が導入していなければ、利用できなくなる。

この点、本節第1項(10頁)で前述したとおり、都道府県単位という市区町村より広い単位での導入も10都府県であり、転居してもカバーされる場合が広がってはいる。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

また、パートナーシップ制度導入自治体間での相互利用連携も広まってきている。本訴訟が係属している福岡地方裁判所が位置する福岡市の連携先は、原告ら第1準備書面・3~4頁で述べた時には、熊本市のみであったが、現在は、熊本市の他に、福岡県、佐賀県、鹿児島市、佐賀県唐津市、宮崎県日南市、広島市、岡山市、北九州市、福岡県古賀市の2県8市に広がっている(甲A604)。自治体間の連携協定は様々な自治体で行われつつあり内容は様々であるが、福岡市の場合は、連携先の自治体への転出時に継続使用の手続きをとっておけば、転出先の自治体で改めてパートナーシップ制度の宣誓をする必要はなく、福岡市のパートナーシップ宣誓書受領書を転出先の自治体でも使える(同)。

(5) 自治体の制度であることの限界・制約

ア 効果面の限界

(ア) パートナーシップ制度の効果の限界

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度が導入されるということ自体に、同性カップルが存在すること、また、同性カップルが子どもたちを育てていることを明らかにする効果がある。制度導入自体に、住民やニュース等で制度を知った人たちへの大きな啓発の効果があるのである。また、当事者にとっては、申請手続きの煩雑さや手続き時に知り合いと会ってしまうのではという不安等からたとえ利用できなくても、地方自治体が自分たちの関係を認める制度を作ったということ自体により勇気づけられるという効果もある。そして、それらの制度の宣誓等をした者には、対象となる行政サービスもあり、また、民間のサービス

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

についても、利用できるようになったり、しやすくなったりというメリットがある。

しかしながら、地方自治体によるいかなる制度にも、婚姻のような法的効力はない。これらの制度を利用したところで、法定相続人にはなれず、現にともに育てている子について共同で親権を持つこともできず、配偶者や家族として在留資格を得られるわけでもない。民間の医療機関でどのように取り扱われるかの保障もない。

(イ) 行政サービスについて

前述したとおり、福岡市では利用可能な行政サービスがパートナーシップ宣誓書受領証の提示を必要としないものも含めてまとめられているが、その数は全部で20しかない(甲A602)。その中には、救急搬送証明書交付の代理申請、母子健康手帳交付の代理申請といったものも含まれており、そのようなものを入れても20しかないのである。そもそもパートナーシップ制度は国ではなく地方自治体の制度であり、地方自治体でできることには大きな限界がある。

(ウ) 民間サービスについて

民間サービスについても、例えば、前述したとおり、肥後銀行では、パートナーシップ証明書があれば、合意契約書を代用でき、合意契約書については公正証書による必要がなくなる(甲A603)。しかし、その肥後銀行においても、合意契約書はパートナーシップ証明書で代用できたとしてもそれだけでは要件は充たさず、公正証書で任意後見契約を結び登記する必要もある(同)。福岡銀行はもっと厳しい。パートナーシップ証明書はなんの代用にもならない。福岡銀行で

は、公正証書で任意後見契約を結び登記するだけでなく、合意契約に係る公正証 書まで必要である(甲A605)。

また、事故や病気の際にどのように取り扱われるかの保障の無さも問題であ る。事故や病気の際にパートナーの状況を知ることができない、パートナーに知 ってもらえないといったことは、異性、同性かかわらず、耐えがたいことであろ う。しかしながら、同性カップルの場合は、パートナーシップ制度を利用してい たとしても、どのように扱われるかは、民間の医療機関の場合、その医療機関や 医師などスタッフ次第である(公立や公営の医療機関の中には、福岡市のよう に、同性パートナーについて診療内容説明等が可能とされているところもある (甲A602))。弁護士どうしの男性カップルの例を紹介したい。南和行氏と 吉田昌史氏は、大阪市在住で、大阪市でパートナーシップ宣誓を行っている(甲 A606)。南和行弁護士は、2021(令和3)年11月、交通事故にあい、 病院に救急搬送された。病院で南弁護士は、吉田弁護士について、「家族 同性 パートナー 住所も職場も本人に同じ」と書いたにもかかわらず、主治医は「病 状の説明と手術のことは血縁がある人にしてほしい」と言い、説明を拒否した (甲A607−1)。パートナーシップ宣誓をしており、意識がはっきりしてい て明確に自分たちの関係を説明しているにもかかわらず、あくまでも血縁のある 人に、と言われ、説明をしてもらえなかったのである。結局、南弁護士は、別の 病院に転院した(甲A607-2)。転院できる状況だったのでまだよかった が、転院できない状況だったら、同性パートナーを家族扱いしない病院で、吉田 弁護士は病状の説明も受けられないままであったかもしれない。このように、パ

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

ートナーシップ制度を利用していたところで、民間の医療機関でどのように取り 扱われるかには何の保障もないのである。

イ 利用範囲の限界

パートナーシップ制度は、地方自治体ごとのものであり、前述したとおり、自治体を転出すると使えないのが通常である。相互利用連携が広まってきていると言っても、例えば福岡市が連携しているのは、2県8市の10自治体に過ぎず、2022(令和4)年11月1日時点でパートナーシップ制度の導入が確認できている242自治体のうち5%にも満たない。また、福岡市と連携している熊本市は、福岡市の他には北九州市と鹿児島市と連携しているのみであり、福岡市と連携している自治体が同じように他の自治体と連携しているわけでもない(甲A608)。このように効果面以外に、利用範囲の限界もある。

ウ 手続面の制約

婚姻届は、夜でも土日祝日でも提出できる。提出にあたり、予約の必要はない。届出人の本籍地以外にも、所在地の市区町村役場にも出すことができる。婚姻届以外に通常必要なものは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)と届出人の本人確認書類くらいであり、提出先の役場が婚姻当事者の本籍地である場合には戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)も不要である。婚姻する当事者が2人で提出しなくてもよい。郵送でもよい。(甲A609)

パートナーシップ制度は、前述のとおり、効果、利用範囲に限界があるにもかかわらず、その手続は、婚姻届より制約が大きい。例えば、福岡市の手続きでは

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

次のとおりである(甲A610)。まずは予約をしなくてはならず、いきなり宣誓しに行くことはできない。予約した日時に宣誓をするのであるが、宣誓は、月から金の午前9時から午後5時に限られ、土日祝休日・年末年始にはできない。そして、宣誓ができるのは、福岡市役所の市民局人権部人権推進課のみで、婚姻届と異なり支所や出張所ではできない。しかも、2人とも行く必要がある。必要書類は、2人それぞれの住民票の写し、独身であることを証明する書類及び本人確認書類であり、婚姻届の場合より多い。このように面倒な手続きを経て宣誓したところで、前述したとおり、効果は極めて限定的であり、基本的には当該自治体においてのみ通用する制度なのである。

エ 小括

以上のとおり、地方自治体のパートナーシップ制度には、効果面の限界、利用 範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、婚姻はもちろん、諸外国で導入 されている婚姻を代替する制度、いわゆる登録パートナーシップ制度とは全く異 なる。

2 地方議会による、同性婚についての国に対する意見書

京都府長岡京市(甲A165, 166)、奈良県大和郡山市(甲A167)、東京都清瀬市(甲A168)、東京都小金井市(甲A611-1、611-2)では、議会が、同性婚について国に対する意見書を決議しており、各意見書は、衆参議院各議長、内閣総理大臣、法務大臣等に提出されている。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

3 指定都市市長会が取組の強化を国に求めていること

地方自治体はパートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入を続け、地方自治体としてできる限りのことを行ってきており、パートナーシップ制度導入自治体が242にもなり、その人口カバー率が6割を超えていることは前述したとおりである。しかし、同性カップルの法的保障は国にしかできない。そこで、訴状・27頁でも述べたとおり、全国20の指定都市の市長からなる指定都市市長会は、2018(平成30)年7月、国に対する要請「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、内閣府に対して要請を行っている(甲A44、45)。

4 性の多様性条例

地方自治体の取組みは、パートナーシップ制度だけではない。原告ら第16準備書面・28~29頁において述べたとおり、2016(平成28)年に行われた全地方自治体対象の調査(但し、熊本地震の影響で実施できなかった熊本県及び同県内自治体と宮崎県内の一部の自治体は除く)では、性的指向・性自認に関する言及が条例にあると答えた自治体が27件(3.1%)、計画等にあると答えた自治体が188件(23.2%)にも及び(甲A393・12頁)、また、同調査後にさらに、東京都国立市、東京都、三重県等で、性的少数者、性的指向、性自認に言及する条例が作られている(甲A394)。さらに、同準備書面の提出後(同準備書面の作成日付は2021(令和3)年10月29日)も、性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止すること等を規定

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

している条例が施行されており、同準備書面の提出後に条例の施行が確認されているのは、大阪府守口市、宮崎県国富町、埼玉県深谷市、兵庫県加西市、秋田県、東京都江戸川区、京都府福知山市、長野県安曇野市、愛知県岡崎市、神奈川県逗子市、埼玉県の2県1区7市1町にも及ぶ(甲A612)。

第5 企業の動向

1 同性婚法制化に賛同する企業等が300を超え、日本を代表する有名企業が 多数含まれていること

(1) 在日アメリカ商工会議所の提言

訴状・29~30頁において述べたとおり、2018(平成30)年9月、在日アメリカ商工会議所(ACCJ)は、「在日米国商工会議所意見書 日本で婚姻の平等を確立することにより人材の採用・維持の支援を」を発表し、その中で、日本政府に対して、同性カップルにも婚姻の権利を認めるよう提言した(甲A53)。この意見書への賛同は、欧州ビジネス協会や在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所等の在日本の外国の商工会議所のみならず、多数の企業、法律事務所等に広がっている(甲A54)。

(2) 同性婚法制化賛同企業を可視化するキャンペーンの発足と日本を代表する 有名企業による多数の賛同

2020 (令和2) 年11月18日、同性婚法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーン「Business for Marriage Equality」が発足した(甲A174)。

「Business for Marriage Equality」または前述した「在日米国商工会議所意見書」(甲A53)に賛同する企業・団体は、2022(令和4)年11月11日時点で、322にも及んでいる(なお、「Business for Marriage Equality」と「在日米国商工会議所意見書」のいずれにも賛同している場合もあるが、重複して数えてはいない)(甲A613)。2022(令和4)年11月5日時点の賛同企業・団体316の内、従業員が301人以上は114社、1000人以上は87社、1万人以上は24社、10万人以上は、ソニー株式会社、株式会社ブリヂストン、本田技研工業株式会社の3社である(甲A614)。賛同企業には他に、富士通株式会社、株式会社三菱ケミカルホールディングス、日本たばこ産業株式会社、株式会社、工業株式会社、積水ハウス株式会社、株式会社資生堂、TOTO株式会社、三菱自動車工業株式会社、積水ハウス株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングスグループ株式会社、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社、田辺三菱製薬株式会社など日本を代表する有名企業が多数含まれている(甲A613)。

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

2 社内外での、企業の取組みの増加

(1) 企業の取組みのいち背景・概況

前述したキャンペーン「Business for Marriage Equality」は、3つの団体により行われている(甲A613、A614)。そのうちの1つである「認定NPO法人 虹色ダイバーシティ」の村木真紀代表は、レズビアンであり、女性のパートナーと生活している(甲A615・1頁)。村木代表は、新卒で入社した会社では異性愛者のふりをしなくてはならず、周囲でなされる話に混ざることができなかった。上司や同僚に対して嘘をつくことに罪悪感をもって過ごした。結局、職場でのコミュニケーションを避けがちになり、3年で転職した。(同・2、3頁)

その後、村木代表は、うつ、失業等も経て、2012年、当時勤めていた会社を退職し、性的指向や性自認など性のあり方で格差のない社会づくりに向けて活動する「NPO法人 虹色ダイバーシティ」を、2013年に始めた(同・3~5頁)。同NPOは、大手企業や自治体に対して、LGBT施策をアドバイスしてきた(同・6頁)。

村木代表によると、以前は、LGBT施策は外資系の一部企業のみが取り組んでいたが、日系の歴史ある企業でも、同性パートナーやその子どもを家族とみなすよう、福利厚生制度の見直しに取り組む企業が増えてきているという(同・6頁)。また、生命保険で同性パートナーを受取人にできるものが増える等顧客向けのサービスも進んできているという(同・6頁)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(2) 企業内の同性カップルに関する取組み

職場での性的マイノリティに関する取組については、その評価指標である「PRIDE指標」とその認定企業が2016年から発表されている(甲A616)。認定は、毎年行われており、ある年に認定されても、それはその年限りのものである。

「PRIDE指標」においては、同性パートナーがいる従業員向けの内容を含む「<Development:人事制度、プログラム>評価指標」等、5つの評価指標のうち、5つすべてを充たしていればゴールド、4つでシルバー、3つでブロンズの認定となる(甲A617)。そして、「<Development:人事制度、プログラム>評価指標」を充たすには、同性パートナーがいる従業員向けの、次にあげる5つの施策のうち2つ以上を実施している必要がある(甲A618)。

- ①結婚、出産、育児(パートナーの子も含む)、家族の看護、介護(パートナー及びパートナーの家族も含む)等の各休暇や休職制度
 - ②慶弔金、出産祝い金、家族手当、家賃補助等の支給金
- ③赴任手当、移転費、赴任休暇、語学学習補助(パートナーにも語学学習の補助を認める)等の赴任関係の施策見直し
 - ④その他の福利厚生(社宅、ファミリーデー、家族割、保養所等)
- ⑤会社独自の遺族年金、団体生命保険の受取人に同性パートナーを指定できる ようにすること

今年の認定企業は、ゴールドが318社、シルバーが51社、ブロンズが29 社であった(甲A617)。どの指標をどのように充たしているかの内訳が公表 されていないが、少なくともゴールド認定の企業においては、同性パートナーが いる従業員向けの施策を2つ以上実施しているのは間違いない。前述したとお り、ゴールド認定の企業の数は、318社にも及び、その中には、川崎重工業株 式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、株式会社NTTドコモ、ANA ホールディングス株式会社、日本航空株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日 本旅客鉄道株式会社、関西電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社な ど日本の有名企業が多数含まれている(同)。福岡市を中心に不動産管理を行う 株式会社三好不動産もゴールド認定を受けている(同)。また、法律事務所もあ り、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、長島・大野・常松法 律事務所、西村あさひ法律事務所、外国法共同事業法律事務所リンクレーター ズ、ベッカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)がゴールド認定を受 けている(同)。

シルバーやブロンズ認定の中にも同性パートナーがいる従業員向けの施策を実施している企業があると考えられ、また、「PRIDE指標」の認定に応募をしていないが施策を行っている企業もあると思われることから、同性パートナーがいる従業員向けの施策を行っている企業は相当数にのぼるものと言える。

(3) 顧客に対する、同性カップルに関する取組み

企業内ではなく顧客向けサービスも広く行われており、家族割引を同性カップ ルでも受けられたり、損害保険において被保険者に同性パートナーを含めたり、 生命保険の受取人に同性パートナーを指定できたりといった形で、同性パートナ

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

一も配偶者と同様と認める取り組みが広がっている。福岡県内でも、前述したとおり、福岡銀行が、公正証書で任意後見契約を結び登記をするだけでなく、合意契約に係る公正証書までも必要ではあるが、同性パートナーの連帯債務や収入合算、担保提供を可能としている(甲A605)。また、2022年にゴールド認定を受けた、前述の三好不動産も、LGBT専用サイトを立ち上げ、同性カップルの住宅賃借や住宅購入が行いやすくなるよう、会社をあげて取り組んでいる(甲A619)。

第6 弁護士会等弁護士団体の動向

1 弁護士会の意見書等

(1) 日本弁護士連合会によるもの

訴状・28頁でも述べたとおり、2015(平成27)年7月に455名もの申立人によりなされた人権救済申立てを受け、日本弁護士連合会は、「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」との内容の意見書(「同性の当事者による婚姻に関する意見書」)を取りまとめ、同意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣に提出された(甲A48、甲A49)。

また、2022(令和4)年11月3日に国連自由権規約人権委員会が発表した総括所見(甲A560-1、560-2。本書面9頁で前述)についても、日本弁護士連合会は、同性婚における差別的扱いの是正等が勧告されたことを述べた上、「日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向

けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実等に努力することを強く求める」とする会長声明(「国際人権(自由権)規約委員会の総括所見に対する会長声明」)を、同月9日に出している(甲A620)。

日本弁護士連合会の他、各地の弁護士会連合会や弁護士会でも、意見書や決議等が次のとおり相次いで出され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣等に提出されている。

(2) 各地の弁護士会連合会によるもの

年月	弁護士会連合会 の名称	決議名等	証拠
2018 (平成30) 年7月	北海道弁護士会連合会	同性カップルの家族としての関係を法的に保障するため、婚姻 制度の平等を求める決議	甲A46
		同性間の婚姻に関する法改正を 求める決議	甲A450
同月	中国地方弁護士会連合会	性の多様性を尊重し、LGBTsの人権を擁護する地域社会の実現と法的整備を求める決議 ※民法・戸籍法等の婚姻等に関する諸規定の速やかな改正の着手等を求めている。	甲A451
同年12月	東北弁護士会連合会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現とパートナーシップ 認証制度の創設を求める決議	甲A452
2022 (令和4)年11月	四国弁護士会連合会	性的マイノリティが抱える人権 課題の解決を推進するととも に、同性婚の実現と同性カップ	甲A621

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

	ルの共同生活の法的保護に向け た取組みを求める宣言	

(3) 弁護士会によるもの

年月	弁護士会の名称	決議名等	証拠
2019 (令和元)年 5月	福岡県弁護士会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現を求める決議	甲A47
同年10月	神奈川県弁護士会	同性間の婚姻を認める法制度の 整備を求める会長声明	甲A103
2021 (令和3)年2月	仙台弁護士会	すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現とパートナーシップ 認証制度の創設を求める決議	甲A226
同年3月	東京弁護士会	同性カップルが婚姻できるため の民法改正を求める意見書	甲A227
同月	宮崎県弁護士会	札幌地裁同性婚違憲判決を受け 民法等の速やかな法改正を求め る会長声明	甲A228
同月	沖縄弁護士会	同性婚を認めていない民法及び 戸籍法を違憲と判断した札幌地 裁判決を受けての会長談話	甲A229
同年4月	札幌弁護士会	「結婚の自由をすべての人に」 北海道訴訟第一審違憲判決を受 けて国会に早期の立法を求める 会長声明	甲A230
同月	福岡県弁護士会	札幌地裁判決を受けて、改めて すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現を求める会長声明	甲A232
同年5月	熊本県弁護士会	いわゆる同性婚訴訟の札幌地裁 判決を受け、早期の法律改正を 求める会長声明	甲A292

同月	埼玉弁護士会	同性婚を認めていない民法及び 戸籍法の速やかな改正を求める 会長声明	甲A293
同月	山口県弁護士会	民法・戸籍法等の婚姻等に関する諸規定の速やかな改正を求めるとともに地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進する会長声明	甲A294
同月	鹿児島県弁護士会	札幌地裁違憲判決(「結婚の自由をすべての人に」事件)を受け、すべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明	甲A295
同月	愛知県弁護士会	民法等の関連法令を改正して同 性婚を可能とする立法を求める 会長声明	甲A296
2022 (令和4)年3月	福島県弁護士会	セクシュアル・マイノリティに 対する偏見や差別をなくし、性 的指向または性自認にかかわら ず人権が保障され、すべての人 が自分らしい生活を送ることが できる地域社会を作ることを求 める決議	甲A541
		※国が、同性間の婚姻を認め、 これに関連する法令の改正を速 やかに行うこと等を求めてい る。	
同年8月	福岡県弁護士会	大阪地裁判決を受けて、改めて すべての人にとって平等な婚姻 制度の実現を求める会長声明	甲A622
		※福岡県弁護士会は、2019 (令和元)年5月、「すべての 人にとって平等な婚姻制度の実 現を求める決議」(甲A47)	

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

を採択し、札幌地裁判決(甲A 215)後にも会長声明(甲A 232)を出しているが、札幌 地裁判決(甲A215)や、合 憲とはしたものの、同性カップ ルにも公認の利益という人格的 尊厳に関わる重要な利益が存在 し、これを実現する必要がある とした大阪地裁判決(甲A54 2) に照らせば、同性間の婚姻 を認める法制度を整備すること に、もはや一刻の猶予もないと いうべきとして、政府及び国会 に対し、本判決の内容 を真摯に受け止め、同性間の婚 姻制度を直ちに整備すること を、改めて求めている。

2 弁護士会以外の弁護士団体の動向

弁護士会以外の弁護士団体としては、2019(平成31)年2月、日本組織 内弁護士協会(JILA)が、「LGBTカップルの婚姻の権利に関する理事長 声明」を発表している。同声明は、「人材の採用や確保、そして多様な従業員の 公平な処遇といった日本でビジネスを行う全ての企業の基本的な問題における多 くの課題を解消することを目的として、LGBTカップルの婚姻の権利を日本法 上も認めることを提言」している(甲A50)。

第7 その他団体の動向

企業や弁護士団体以外の団体も、同性婚の法制化を求める提言を発表する等している。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

1 学術団体の動向

2016(平成28)年、日本家族〈社会と法〉学会は、第33回学術大会・シンポジウム「家族法改正―その課題と立法提案」において、「同性婚制度の導入」として、「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」との規定の新設を提案した(甲A51・日本家族〈社会と法〉学会『家族〈社会と法〉』(日本加除出版、2017)98~99頁)。

また、2017(平成29)年9月、政府に対する勧告権限をも有する日本学術会議(日本学術会議法第5条)が、「個人の利益を否定する強力な国家的ないし社会的利益が存在しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」として、「婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる」とする提言を発表している(甲A52・「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして一婚姻・教育・労働を中心に一」ii頁、8~11頁)。

2 福祉系団体の動向

2021(令和3)年3月25日、公益社団法人日本社会福祉士会と、公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、2法人共同で、「すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重することを宣言し」ている立場から、札幌地裁判決(甲A215)が「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価」する旨の見解を発表した(甲A232)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

また、2022(令和4)年6月27日、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会は、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟に対する大阪地方裁判所判決への声明」を出し、大阪地裁判決(甲A542)について、「同性カップルが置かれた過酷な現状を無視して差別を追認する判決だと指摘せざるを得ない。控訴審においては、お互いの合意に基づきカップルが結婚できるよう、司法の果たす役割を十分に踏まえたうえで、婚姻の平等の実現を後押しする判断が下されることを切に期待したい」と大阪地裁判決を批判した上で、婚姻の平等の実現に対し司法が役割を果たすことを期待する旨述べている(甲A623)。

第8 当事者調査

宝塚大学看護学部の日高庸晴教授の最新(調査期間:2019(令和元)年9月2日から12月1日まで)のセクシュアル・マイノリティを対象とした大規模オンライン調査(有効回答数1万769件)によれば、対象者全体の60.4%もが、さらに、若年層に限定すれば、10代で76.8%、20代で65.8%と、非常に多くのセクシュアル・マイノリティが、「異性婚と同じ法律婚(同性婚)の同性間への適用」を望んでいる。30代以上において見てみても、10代や20代よりは割合が低いものの、30代で59.0%、40代で51.2%、50歳以上で52.5%であり、いずれも過半数を上回っている(甲A17・3頁)。

第9 世論調査

日本における、同性婚への賛否の状況は、訴状32頁~33頁、原告ら第1、 第6及び第9準備書面、第16準備書面・34~37頁でも述べたところである

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

が、第16準備書面提出後に確認できた調査についても補足し、改めてまとめて述べる。なお、同性婚への賛否調査は、大規模なモニタ型ウェブ調査等でも行われている。しかし、そのような調査は調査対象内での賛否の割合は分かるが、調査対象が無作為で抽出されておらず、日本全体の意識を明らかにするには適さないため、そういった調査は、これまでも、また、以下においても、世論調査として取り上げていない。

さて、同性婚の賛否についての調査は、2015(平成27)年2月、渋谷区でのパートナーシップ制度の導入が報道された頃からしばしば行われるようになった。同年の調査(表(後掲)の①ないし③)において、すでに賛成は多数であった。そして、各調査は調査方法が異なり比較しづらいが、同様の方法で行われている②と⑧の調査を比較すると、2015(平成27)年と2019(令和1)年のわずか4年の間に、「賛成」及び「やや賛成」が51.2%から13.6%も増加して64.8%となっており、もともと多数だった賛成がさらに急速に増えていることが分かる。一方、「反対」及び「やや反対」は41.3%から21.3%も減少して20.0%となっており、賛成と対照的に急速に減っている。

そして、年齢や性別で賛否の傾向を比べられる場合には、年齢が若いほど賛成は多く、男性より女性のほうが、賛成が多い(表(後掲)の②、⑧の調査等で分かる)。年齢、性別のいずれにおいても、賛成が多い層は国会議員に少ない層である。国会で同性婚の法制化が進まない要因は、国民の間で賛成が少ないからではなく、国会議員の構成に偏りがあるがゆえであることをうかがわせる。国民の間で賛成が増え続けているにもかかわらず、第12章(45頁以下)で後述す

るとおり、政府や、与党、特に自由民主党が同性婚の法制化に向け、検討すらせず、動くことのない状況が続いている。

	調査名や主体	対象	調査時期		期	結果	証拠 (いずれも
							甲号証)
1	朝日新聞			(H27)	•	「男性司士、女性司士の結婚を法律で	
			2月			認めるべきだと思いますか」	A409
						 認めるべきだ 41% 	
						認めるべきではない 37%	
	•	20歳から79歳	2015	(H27)	年	「同性どうしの結婚を法で認めるこ	A74 p152
	全国調査	まで	3月			と]	
						賛成 + やや賛成 51.2%	
						反対 + やや反対 41.3%	
②は、研究者グループによる調査							
3	毎日新聞	有権者	2015	(H27)	年	「男性司士、女性司士で結婚する同性	A75
			3月			婚に賛成ですか、反対ですかり	
						賛成 44% 反対 39%	
4				(H29)	年	「男性どうし、女性どうしが結婚する	A76 p6
		民	3月			ことを認めるべきだ」	A77
						そう思う 50.9%	
						 そうは思わない 40.7%	
(5)	朝日新聞	有権者	2017	(H29)	年		A78
			3月~	-4月			A79
						認めるべきだ 49%	
						認めるべきではない 39%	

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

	調査	性	の事実について 記入を求めた)						
©10.	⑥は、国立社会保障・人口問題研究所による調査								
7	大阪市調査	18 歳~59 歳の 大阪市民	` ′ ′	「同性カップルが注的に結婚できる制 度」に	A105 p54				
				賛成 + やや賛成 82.8%					
				反対 + やや反対 15.7%					
⑦は、研究者グループによる調査									
8	2019年 全国調査	20 歳から 79 歳 まで	2019(R1)年 6月~7月	「同性どうしの結婚を法で認めるこ と」	A170				
				賛成 + やや賛成 64.8% 反対 + やや反対 30.0%					
8は、研究者グループによる調査。①の調査と同様の方法で行われており、4年間の変化を比較できる。									
9	朝日新聞		2020 (R2) 年 3~4月	同性婚の賛否(5 段階)	A171				
				賛成 + どちらかと言えば賛成 46% 反対 + どちらかと言えば反対 23%					
10	朝日新聞		' ' '	「男性司士、女性司士の結婚を法律で 認めるべきだと思いますか」	A266 A409				
			(札幌地裁判決 後)	 認めるべきだ 65% 					
				認めるべきではない 22%					

<u>(11)</u>	NHK	全国18歳以上	2021 (R3) 年	「日本の婚姻制度では、結婚は男女の	A624-1,
•••			3月26日~28	間に限られていますが、男性どうし、	624-2
			日	女性どうしの結婚も認めるべきだとい	
				う意見があります。こうした意見につ	
				いて、あなたは賛成ですか。それとも	
				反対ですか」	
				賛成+どちらかと言えば賛成 56.7%	
				反対+どちらかと言えば反対 36.6%	
(12)	毎日新聞(埼	全国 240 地点の	2021 (R3) 11 月~	「男性司士、女性司士が結婚する同性	A625-1,
	玉大社会調査	選挙人名簿から	2022 (R4) 1 月	婚を法的に認めるべきだと思います	625-2
	研究センター	無作為に抽出		<u></u> አባ	
	の共同調査)				
				認めるべきだ 46%	
				(男性40%、女性52%)	
				認める必要はない 16%	
				(男性24%、女性8%)	

第10 司法

1 「結婚の自由をすべての人に」訴訟について

本訴訟と同種の、法律上の性別が同じ者どうしの婚姻が認められていないことの違憲性を問う訴訟(「結婚の自由をすべての人に」訴訟)は、札幌、東京、名古屋、大阪の4か所で、合計5件(東京が2件)行われており、2021(令和3)年3月17日に札幌地裁において、2022(令和4)年6月20日に大阪地裁において判決が出された(札幌地裁判決書:甲A215、大阪地裁判決書:甲A542)。札幌地裁判決においては、原告らの請求は棄却されたものの、本件規定が憲法14条に違反するとの判断が示された(甲A215)。大阪地裁判決においては、原告らの請求は棄却され、また、憲法違反も認められなかった

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(甲A542)。札幌でも大阪でも、原告らは控訴しており、いずれも高裁に係属中である。また、東京地裁のうち2019(平成31)年2月に提訴されたものは、2022(令和4)年11月30日に判決が言い渡される予定である。

2 その他の裁判について

前述した「結婚の自由をすべての人に」訴訟と異なり、同性婚が認められない こと自体の違憲性を正面から問うているものではないが、同性カップルのパート ナーシップに関する裁判が近年行われており、それらの状況について述べる。

(1) 元パートナーに対する不貞慰謝料請求

同性間でも婚姻に準ずる関係として法律上保護されるべきであり、不貞行為をした側に110万円の損害賠償を命じた一審である宇都宮地裁真岡支部判決(甲A102)を支持した控訴審判決(甲A129)に対し、被告が上告したが、2021(令和3)年3月17日付で当該上告は棄却され、同判決は確定した(甲A225)。

なお、宇都宮地裁真岡支部判決(甲A102)においては、憲法24条1項につき、「『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し』としているのも、憲法制定当時は同性婚が想定されていなかったからにすぎず、およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されない」と判示している。

(2) 同性パートナー在留資格訴訟

日本人の同性パートナーであり、アメリカで婚姻をしているアメリカ人につい て、定住者の在留資格への変更不許可処分無効確認請求等をした事件(第1事 件)、また、これを認めなかったことについてカップルのいずれもが国家賠償を 請求した事件(第2事件)について、東京地裁は、2022(令和4)年9月3 0日、判決を言い渡した(甲A626)。請求は第1事件については訴訟要件を 欠く等の理由により却下され、第2事件についても棄却された。しかしながら、 第2事件については、裁判所は、「定住者」への在留資格の変更を許可しなかっ た点については違法でないとする一方で、法務省入国管理局(当時)入国在留課 長の通知(平成25年10月18日管在5357号)が、当事者の各本国におい て有効に婚姻が成立している場合に、本体者に在留資格があれば、その同性配偶 者に告示外特定活動としての「特定活動」への在留資格を付与するとしながら、 日本国籍者との配偶者である外国籍者については同通知の射程外と解し、一律に 「特定活動」の在留資格を付与しない運用を行っていることは、法の下の平等を 定めた憲法14条の趣旨に反するとした。そして、原告らのパートナー関係につ いての個別的事情を踏まえれば、原告らが本邦において安定的に生活することが できるよう人道的配慮を行う必要性があり、アメリカ人の原告に対し「特定活 動」への在留資格の変更を認めなかったことは客観的に違法であるとした。ただ し、国家賠償は認めなかった。

判決が出された後、控訴期間内に、アメリカ人に対して「特定活動」の在留資格が付与されなかったことから、原告らは控訴した(A627)。

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

また、この判決(甲A626)が出された後、同年10月20日、公明党の谷合正明参議院議員が、外国人同性パートナーへの在留資格付与を認めるべきと思うとして、葉梨康弘法務大臣の答弁を求めたが、葉梨康弘法務大臣は、「しっかりと前向きに検討してまいりたい」とは言ったものの、何ら具体的な進展を伴わない答弁をするにとどまった(甲A628)。社民党の福島みずほ参議院議員も、同年10月27日、この判決について質問をしたが、葉梨康弘法務大臣は、「個別の案件に応じて対応をしていくというのが現在の運用」と述べるのみであり、一律の運用変更を否定するものと言える答弁であった(甲A629)。

(3) 犯罪被害者遺族給付金訴訟

犯罪被害者支援法の遺族給付については、婚姻できないことによる法律上・事実上の不利益について述べた原告ら第4準備書面の16~17頁において、同性カップルは婚姻できず、配偶者として遺族給付金を受け取ることができないことを述べた。配偶者としては受けられないとしても、犯罪被害者支援法においては、遺族給付金を受けられる遺族について「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」(同条5条1項1号)とされているが、同性パートナーも、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として遺族給付金を受けられるのだろうか。

これについて、同性パートナーを殺害された者が、愛知県公安委員会に遺族給付を申請したものの不支給の裁定を受けたことを不服として、名古屋地裁に不支給処分の取消を求め、提訴した。しかし、2020(令和2)年6月4日、名古屋地裁は、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」は異性間の関係のみを予定しており、同性の場合はあたらないとして、当該原告が「事実上婚姻関係と同

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

様の事情にあった者」に該当するかという点を一切判断することなく、請求を棄却した(甲A630)。原告は控訴したが、2022(令和4)年8月26日、名古屋高裁も、控訴を棄却した(甲A631)。その後、原告は、上告している(甲A632)。

なお、犯罪被害者に見舞金の支給を独自で行う自治体もあるところ、大阪市は、「性的マイノリティのパートナーであった者」に対し遺族見舞金の支給を始めた(大阪市犯罪被害者等見舞金支給要綱4条2項1号。甲A633)。大阪市が始めて以降、同様の給付を行う自治体が増えており、九州では、大分県臼杵市等も行っている(臼杵市犯罪被害者等見舞金支給要綱4条2項1号。甲A634)。

このように、自治体では見舞金という独自の制度において、法律上の性別が同性であるパートナーに対しても遺族見舞金を給付する自治体があるものの、犯罪被害者支援法の給付は認められないままである。

(4) 財産分与審判

財産分与は、在留資格や犯罪被害者給付金とは異なり、前述した元パートナーに対する不貞慰謝料請求と同じく、当事者間での争いである。したがって、不貞慰謝料請求が認められるのであれば、同じく当事者間の争いである財産分与についても認めてよいと思われる。しかしながら、2022(令和4)年2月10日、横浜家裁は「日本法では当事者が異性であることが婚姻の実質的要件だ」として男女の場合は対象となるが同性同士は当てはまらないと判断した、と報道されている(甲A635)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(5) 小括

以上のとおり、法律上の性別が同じ者どうしの婚姻が認められない中、不貞慰謝料請求のように認められたものがなくはないものの、男女であれば事実婚でも認められるもの(財産分与、犯罪被害者遺族給付金)や双方の国籍国で婚姻が認められる場合には特別な運用があるもの(在留資格)とは異なる取扱いがなされ、同性パートナーに法的な保障が認められていない。結局のところ、婚姻が認められない以上、男女の事実婚等とも異なる取扱いが続き、認められるかもしれないと期待して一つ一つ争っていくしかない。このような問題に照らしても同性間でも婚姻が認められるべきである。

第11 国の取組み

日本政府は、法律上の性別が同じ者どうしの関係の法的保障については何ら取組みを行っていないが、この章では、日本政府の同性愛等への取組みの実態について述べる。本章の内容は、訴状、原告ら第16準備書面によっており、特に同準備書面で詳述しているところであるが、同準備書面(2021(令和3)年10月29日付)提出後の事実も若干補足しつつ、要約して述べる。

1 日本政府が同性愛者等の人権保障を行わずむしろ阻害してきたこと

教育分野では、1985 (昭和60)年になってもなお、文部省が「生徒の問題行動に関する基礎資料」の中で、同性愛を倒錯型性非行の一つに挙げ、「この同性愛は……一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう」(甲A371・63頁)と

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

記述する有様であった。この記述が不適切であったと文部省が認めたのは199 3 (平成5) 年である (甲A386)。

2 府中青年の家事件と2000年代以降の政府の取組み

(1) 府中青年の家事件

1990 (平成2) 年に起きた同性愛者の団体による宿泊を伴う施設利用申請 を東京都教育委員会が不承認処分したことが問題になった事件(「府中青年の家 事件」)については、1991(平成3)年、東京都に対し訴えが提起され、1 994 (平成6) 年、都に対する賠償請求を東京地裁が認めた。判決 (東京地判 平成6年3月30日・甲A387)では、「裁判所の判断」の冒頭に「同性愛、 同性愛者について」という項が設けられ、「同性愛は、人間が有する性的指向 (sexual orientation) の一つであって、性的意識が同性に向かうものであり、 異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである」と述べられ、同性愛と異性愛 をいずれも人の性的指向の1つとし、人間の性のあり方として平等であることが 判示されていた。そして、控訴審でも都に対する賠償請求が認められ、控訴審判 決(東京高判1997(平成9)年9月16日・甲A9)は、「都教育委員会を 含む行政当局としては、その職務をおこなうについて、少数者である同性愛者を も視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分 に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知 識がないということは公権力の行使に当たる者として許され得ない」と述べた。 控訴審判決は、上告されず、確定した。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(2) 2000年代以降の政府の取組み

府中青年の家事件判決(東京高判1997(平成9)年9月16日・甲A9)において同性愛者の権利、利益を擁護することは行政の責務とされた。また、1992(平成4)年、世界保健機構(WHO)が「同性愛」の分類名を削除し「性的指向それ自体は障害とみなされない」ことを明記した「ICD-10」を公表した。1995(平成7)年1月になって、厚生省も「ICD-10」を採用することとし(甲A385-1、385-2)、日本精神神経学会も学会としてこれを尊重することを明らかにした(甲A205・46頁)。

府中青年の家事件高裁判決(甲A9)において同性愛者の権利、利益を擁護することが行政の責務とされたこと、また、日本精神神経学会が同性愛を性的逸脱とみなさないことを明らかにしたこと(甲A205・46頁)は、2000年代以降、行政当局が同性愛者を含む性的マイノリティをめぐる人権課題に取り組む基盤となり、施策が進められることとなった。

ア 人権教育・人権啓発

2000 (平成12) 年に制定された「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002 (平成14) 年閣議決定・甲A17) では、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」が「その解決に資する施策の検討を行う」ものとして明記され、人権教育の課題として公的に位置づけられた。そして、同年からは、同法に基づいて行われる「人権週間強調事項」(2009 (平成21) 年からは「啓発活動強調事項」)においても、性的指向を理由とする差別の禁止が明記されている。「啓発活動強調事項」には、「性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

見や差別をなくそう」との項目が掲げられている(甲A18)。法務省人権擁護局も、「主な人権課題」として「(13) 性的指向」を掲げ、「『男性が男性を、女性が女性を好きになる』ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。」と啓発活動を行っている(甲A19)。

イ 男女共同参画

男女共同参画社会基本法に基づく、第3次男女共同参画基本計画(2010 (平成22)年)、第4次男女共同参画基本計画(2015(平成27)年)、 第5次男女共同参画基本計画(2020(令和2)年)には、女性の中にも性的 指向や性自認(性同一性)を理由として複合的に困難な状況に置かれている場合 が想定され、教育・啓発、調査教済の取組を進めること等が明記されている。

ウ 自殺及びいじめの防止

自殺対策基本法に基づく、自殺総合対策大綱では、2012(平成24)年に閣議決定分において、「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」必要性が記された(甲A184)。同大綱は、2017(平成29)年、2022(令和4)年にも閣議決定されているが、いずれにおいても、性的マイノリティに関する自殺対策の必要性が示されている(2022(令和4)年閣議決定分は、甲A555)。

いじめ防止対策推進法に基づく、2017 (平成29)年制定の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが述べられている(「いじめの防止等のための基本的な方針」(甲A395)別添2の3頁)。

工 教育

2015 (平成27) 年、文部科学省は、性同一性障害および同性愛者等の性的マイノリティの児童生徒が相談しやすい環境を整備する必要性等を記した通知(「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(甲A397))を発出した。また、文部科学省は、2016 (平成28) 年に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(甲A398)という教員向け周知資料も出している。また、大学に対しては、学生支援機構が、教職員向け理解・啓発資料として、「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」(甲A399)という冊子を発行している。

オ ハラスメントの防止

男女雇用機会均等法に基づく、いわゆるセクシュアル・ハラスメント防止指針 (事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき 措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号))においては、 2016(平成28)年の改正において、「被害を受けた者の性的指向や性自認 にかかわらず、本指針の対象となる」と明記された。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

また、労働施策総合推進法に基づく、2020(令和2)年告示の「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(甲A400)においては、パワーハラスメントに、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」(同・7頁)や、「労働者の性的指向・性自認について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」(同・9頁)が含められた。

(3) 差別の是正を政府がほとんど行っていないこと

政府は、2000年代以降、遅ればせながら、性的指向や性自認(性同一性)に基づく差別を無くすべく啓発を行う等してきたが、性的指向や性自認(性同一性)や、また、セクシュアル・マイノリティについての啓発を行うこと自体や差別を禁止すること等を定めた法律はない。そして、政府の取組みの主な内容は啓発であり、実効性に欠けると言わざるをえない。差別是正のための実効的な施策を行わず、しかも、国自らが法律上の性別が同じ者どうしの婚姻を認めないという差別を行い、放置し続けている。

法務省は、「啓発活動強調事項」において、「性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう」(甲A18)と謳っているが、差別を行っている国自らがその是正に取り組むべきである。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

第12 国会

1 国会の状況

国会での同性婚についての審議状況は、原告ら第10準備書面(2021(令和3)年7月21日付)・3~50頁において詳述した。本節では、原告ら第16準備書面提出後の事実も若干補足しつつ、要約して述べる。後述のすべての記載において、各議員や大臣等の所属政党や立場は、特筆しない限り、発言時のものである。また、2022(令和4)年11月21日時点で国会会議録検索システム(https://kokkai.ndl.go.jp/#/)で検索できるものに限り記載しており、同日までに答弁されたものでも、国会会議録検索システムで検索できないものについては記載していない。

(1)質疑等の状況

ア 内閣総理大臣の答弁

2015 (平成27) 年2月18日、参議院本会議において、安倍晋三内閣総理大臣は質問に答えて、「憲法24条は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」と述べた(甲 $A57 \cdot 24 \sim 27$ 頁)。

その後、憲法改正の検討要否といったことは持ち出されなくなったが、安倍晋 三、菅義偉、岸田文雄の歴代の内閣総理大臣、また、質問主意書への回答は、

「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」といった紋切り型の答弁を繰り返し、検討を要するとただ言うだけで結局のところ検討をしない、という状況が続いてきた(原告ら第10準備書面、3~50頁)。

原告ら第10準備書面(2021(令和3)年7月21日付)提出後に確認できた、同性婚についての内閣総理大臣の答弁は、以下のとおりである。

①2021(令和3)年10月11日 衆議院本会議(甲A636)

枝野幸男議員 (立憲民主党代 表)	性的指向や性自認を理由とした差別を禁止するLGBT 平等法の制定と、同性カップルによる婚姻を可能にする法 制度の実現を目指します。担当の大臣も設けます。 これらについての総理の見解をお聞きいたします。
岸田文雄内閣総理 大臣	同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の 根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するもの であると考えます。
	また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見 はあってはならないと考えます。
	多様性が尊重され、全ての人々が互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまい ります。

②2021(令和3)年10月12日 参議院本会議(甲A637)

なお、福山議員の質問の中で、がんで亡くなった女性として言及されているのは、本訴訟に提出された陳述書(甲A197)を作成した宇佐美翔子氏のことである。宇佐美翔子氏は、同性婚の法制化を望んでいたが、実現しないまま、2021(令和3)年9月30日、亡くなった(甲A638)。

福山哲郎議員 (立憲民主党)

総理は所信で、多様性が尊重される社会を目指すと言いながら、実は、あの例示の中に性自認の話やLGBTなどに全く触れられていません。明らかに排除の論理が裏に隠れています。違和感を抱かざるを得ません。

G7で性的指向や性自認による差別を禁止する法制度を整備していないのは、何と日本だけです。前国会では、オリパラ開催国でありながら、自由民主党内での合意がまとまらず、LGBT理解増進法は潰されました。性的指向や性自認を理由とした差別の禁止に対する岸田総理の見解を伺います。

報道によると、先日、同性婚の実現を求めて永田町にも 足を運ばれていたある女性ががんで亡くなりました。この 方は、一昨年十二月の院内集会で、この命の話はどうか急 いで決めてください、私が死ぬ前にどうか頼みますと言わ れていたそうです。今も生活上の困難を抱えながら同性婚

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

の裁判を闘われている原告の方々がいらっしゃいます。

総理は、一度でも同性婚やLGBT平等法を求める集会に出席されて、当事者の話を聞かれたことがありますか。 岸田総理、同性婚を実現されるおつもりがあるのですか。 お伺いします。

選択的夫婦別姓も、LGBT平等法も、同性婚も、自由 民主党政権では何年掛かっても実現しません。実現への最 短距離は選挙で私たちが勝利することだ、そう私は確信を しています。

岸田文雄内閣総理 大臣

所信表明演説の中では、多様性が尊重される社会、若者も高齢者も、障害のある方もない方も、男性も女性も、全ての人が生きがいを感じられる社会を目指すと述べさせていただきましたが、政府としては、選択的夫婦別氏制度について、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進めてまいります。

性的指向や性自認を理由とした差別や同性婚についてお 尋ねがありました。

性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。また、同性婚に関しては、様々な意見や要望があることは承知しておりますが、その導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。

いずれにせよ、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受でき

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

る共生社会の実現に向け、引き続き様々な国民の声を受け 止め、しっかりと取り組んでまいります。

③ 2 0 2 1 (令和 3) 年 1 2 月 8 日 衆議院本会議 (甲 A 6 3 9)

西村智奈美議員 (立憲民主党)

同性婚制度の導入についても、「我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えます。また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。多様性が尊重され、全ての人々が互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまいります。」と岸田総理御自身が第二百五国会で答弁されておられますが、おっしゃっていることが支離滅裂です。青森県でこの問題に取り組んでこられた方は、同性パートナーが制度として認められるように、地方でも性的少数者が暮らしていけるようにと、闘病中ながら声を上げ続け、今年九月三十日にお亡くなりになりました。性的指向によって結婚を認めないことは不当な差別ではないのか、明確にお答えください。

岸田文雄内閣総理 大臣

性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはなりませんが、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

いずれにせよ、全ての人々が、お互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることができる、多様性が尊重される社会を実現すべく、しっかり取り組んでまいりたいと考えます。

④2022 (令和4) 年1月19日 衆議院本会議 (甲A640)

小川淳也議員 (立憲民主党)

結婚に当たって姓の統一を強制する我が国の婚姻制度は、 もはや先進国に例を見ないほど、極めて家父長的、前近代的 なものと言わざるを得ません。あわせて、<u>同性婚の問題につ</u> いても、そろそろ国会は答えを出さなければなりません。

<u>与党に反対派が多数おられることはよく承知の上で、総理</u> に御提案です。

夫婦別姓、同性婚など、個々の人間観、人生観、社会観、 家族観に関わるような政治課題については、必ずしも党派的 政治色を前面に出すことは適切でなく、かつて子供への臓器 移植を議論したときと同様、例えば、各党が党議拘束を解除 し、それぞれの議員の良心と良識に委ね、法案の審議並びに 採決を行うことも検討に値すると思われますが、総理のお考 えをお聞きしたいと思います。

岸田文雄内閣総理 大臣

選択的夫婦別氏制度及び同性婚に関する党議拘束についてお尋ねがありました。

党議拘束の在り方については、これは各党で御判断すべき 事柄であり、内閣総理大臣としてその点についてお答えをす

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

ることは控えたいと思います。

選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論し、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じています。

また、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り 方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するも のであると考えております。

⑤ 2 0 2 2 (令和 4) 年 1 0 月 5 日 衆議院本会議 (甲 A 6 4 1)

西村智奈美議員 (立憲民主党)

包摂社会の実現について伺います。

総理の所信表明で、新しい資本主義を支える基盤は、老若 男女、障害のある方もない方も、全ての人が生きがいを感じ られる多様性のある社会であると述べています。ここで多様 性の全てを例示することは困難だとは思いますが、例示が極 めて限定的で、多様性への認識が全く感じられません。例え ば、性的指向や性自認にかかわらずなどの例示がない理由を お聞かせください。仮にまた所信表明の機会があるとすれ ば、少なくともこうした例示を入れていただきたいと考えま すが、いかがでしょうか。

昨年の代表質問でも、選択的夫婦別姓、同性婚の実現な ど、多様な生き方を可能とする制度の導入を求めましたが、 先送りとの回答でした。これらの政策に強く反対してきたの が旧統一教会です。こうした政策判断の背景に旧統一教会と

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

自由民主党の関係が影響していなかったか、お聞かせください。 い。

旧統一教会との関係を絶つというのであれば、これらの政 策課題についても改めて政府・与党内で議論、検討を進めて いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

岸田文雄内閣総理 大臣

多様性のある社会についてお尋ねがありました。

性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあって はならないと考えており、政府としては、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでまいります。

演説において多様性の内容を全てお示しすることが困難であることは御理解いただけるものと思いますが、<u>所信表明演</u> 説で述べた多様性の中には、性的指向、性自認の多様性も含まれています。

また、政府の政策決定に当たっては、幅広く国民の意見や 要望を聞くとともに、関係省庁、有識者、専門家、議員等の 議論など様々なプロセスを経て政策を決定しており、御指摘 は当たらないと考えております。

選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論をし、より幅 広い国民の理解を得る必要があると感じております。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

また、同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り 方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するも のであると考えております。

同性婚についての、内閣総理大臣の答弁は、以上のとおりであり、2015 (平成27)年2月18日から2022(令和4)年10月15日の実に7年半 以上にもわたり、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎 重な検討を要する」といった紋切り型の答弁を繰り返し、検討を要するとただ言 うだけで結局のところ検討をしない、という状況が続いている。

イ 法務大臣の答弁

原告ら第10準備書面では、同性婚についての、法務大臣の答弁についても述べた。以下、それらを振り返りつつ。原告ら第10準備書面(2021(令和3)年7月21日付)提出後に確認できた答弁についても述べる。

(ア) 原告ら第10準備書面に記載した答弁

法務大臣が初めて同性婚について答弁したのは、2018(平成30)年6月8日である。上川陽子法務大臣は、「我が国におきましては、法律上、同性婚が認められておりませんし、また、選択的夫婦別氏制度も導入されておりません。これらの問題につきましては、いずれも家族のあり方にかかわる大変重要な問題でございまして、国民の皆様の意識をしっかりと踏まえた形での、より幅広い検討が必要になるものというふうに考えております。」(甲A272・8頁)と述べ、内閣総理大臣の紋切り型の答弁とは多少は異なるが、結局のところ、検討が必要と言うが検討はしない、という点では同じであった。その後、上川陽子法務

大臣は、2018(平成30)年7月5日、「事実婚や同性パートナーの法律上の取扱いを含む家族の法制の在り方につきましては、国民の間にも様々な意見があるところでございまして、その見直しの要否等につきましては、今後の国民意識の変化、また社会情勢の変化等も踏まえながら必要な検討をしてまいりたいというふうに考えております」(甲A274・4頁)と述べ、検討をしてまいりたいとは述べたが、検討を行っている形跡はない。

上川陽子法務大臣の次の法務大臣である山下貴司法務大臣は、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁を繰り返した(2019(平成31)年2月14日、甲A84・21頁~23頁。2019(平成31)年3月22日、甲A275・14、15頁。)。

山下貴司法務大臣の次の法務大臣である河井克行法務大臣は、2019(令和元)年10月23日、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁をするのみならず、「政府として、現時点において同性婚の導入を検討しておりませんので、具体的な制度導入を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりません」と検討をしていないことを述べ、また、「検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要である」と述べ、検討することの検討が必要との答弁まで行った(甲A88・9~11頁)。

河井克行法務大臣の次の法務大臣である森まさこ法務大臣は、2020(令和 2)年1月30日、国民の多くが同性婚に賛成していることや、LGBT当事者 から婚姻制度について要請がなされていることを知りつつも、国民の議論を待

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

つ、国民の議論を注視するとして、法務大臣として立法を担う自らが検討の場を 設けたり、法制審議会にかけたりといった積極的な行動を行うそぶりもなく、安 倍晋三内閣総理大臣と同様に、同性婚に対して前向きに行動する意思が法務大臣 としてはないことが分かる答弁を行った(甲A110・36~38頁)。

森まさこ法務大臣の次に再度法務大臣になった上川陽子法務大臣は、「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁を行い、また、河井克行法務大臣と同じく、「現時点において同性婚の導入を検討していないということから、具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否かの検討もしていない」と述べ、検討していないことを明らかにした(2021(令和3)年2月25日、甲A280・171~173頁)。上川陽子法務大臣は、札幌地裁判決(甲A215)後の2021(令和3)年3月22日、法務省として札幌地裁判決を受けて対応を検討していることがあるか聞かれたが、確定前のものであり、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視していくとの答弁にとどまった(甲A283・15頁)。

(イ) 原告ら第10準備書面提出後に確認できた答弁

上川陽子法務大臣の次の法務大臣である古川禎久法務大臣は、2022(令和4)年4月22日、衆議院法務委員会において、以下のとおりの答弁を行い、「同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要がある」として、同性婚についていかなる場合に社会的な承認が存在していると言えるかについて具体的な答弁を避け、

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたい」とこの期に 及んでも、単に注視していきたいと述べるに留まった(甲A642)。

本村伸子議員 (日本共産党)

今日は、この国会内で第四回マリフォー国会が開催をされました。そして、東京レインボープライドも始まりました。自らの性をどう認識し、どんな性的指向を持つかは人によって違い、多様な生き方を認めることは個人の尊重の観点から重要です。そして、いつ、誰と、結婚するかしないか、性的指向にかかわらず、人生の選択はひとしく開かれなければならないものです。

現行法では同性婚は認められていないということで、同性のカップルの方は互いに法定相続人にはなれず、パートナーが手術を受ける際の同意の手続も関与できない、あるいは外国人のパートナーの方が国外退去と、多くの社会生活上の不利益を受けております。

今各地で、結婚の自由を全ての人にと訴訟が提起をされております。同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下の平等に反すると訴えておられます。

与党の方が真剣にこれを聞いてくれていないということ を大変残念に思います。

同性婚ができないのは、婚姻の自由や法の下の平等に反すると訴えられ、そして、札幌地裁の判決では、同性カップルが婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を享受できないのは、性的指向、性愛の対象に基づく区別であり、性的指向は、性別、人種などと同様に人の意思

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

によって選択、変更できないものであるから、真にやむを 得ない区別でなければ、憲法十四条一項に違反をすると判 断をいたしました。

今、政府や、あるいは立法府の責任が問われているというふうに思います。全国で裁判がやられているんですけれども、その中で、被告である国の主張に私は大変驚きました。婚姻制度の目的は自然生殖の保護にあるというんです。

改めて確認をいたしますけれども、大臣、婚姻は生殖と 関係しなくても当然いいですよね。

古川禎久法務大臣

憲法上、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することとされておりまして、これを受けて、民法においても、婚姻は男女間においてされることが想定されております。それは、婚姻制度の趣旨が、一般に、夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に着目して、これを保護の対象にしたものと言われていることによるものです。

もっとも、婚姻関係のように、家族法における基本的な制度については、その目的もある程度抽象的、定型的に捉えざるを得ず、また、制度を利用することができるか否かの基準は明確である必要がありますから、男女間であればよいこととしています。このため、子供を持つ予定のない男女の婚姻の場合であっても婚姻による保護の対象に含まれることになります。

本村伸子議員 (日本共産党)

憲法の問題をおっしゃいましたけれども、憲法二十四条は、婚姻が両性の合意のみに基づくと書かれています。それはなぜかといいますと、当事者が望む婚姻を戸主の同意権などによって制約されないという、封建的な在り方をなくす趣旨で書かれているものでございます。ですから、憲法学者の皆さんも、この憲法二十四条は同性婚を許容しているということを言っているわけでございます。そして、生物学的な意味の性には例外も多く含む、不安定な基準であるということも明らかになっております。

なぜ国が、婚姻制度の目的は自然生殖の保護であるというような、それが伝統なんだということを持ち出すのか、何で人権が保障されていない時代の伝統、慣習、そういうことを持ち出すのかということで大変憤りを持っております。

国の主張の中でもう一つ、同性婚は、社会的な承認が存在しているとは言い難いというふうにあります。社会的承認とは何ですか。どうしたら同性婚を認めることができるんでしょうか。どういう基準であれば社会的承認があると言えるんでしょうか。大臣、お答えください。

古川禎久法務大臣

同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り 方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる 必要があると考えておりまして、御指摘の点につきまして は、事柄の性質上、一概にお答えすることは困難でありま す。

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

まずは、引き続き、国会における議論や自治体の取組等 の動向を注視してまいりたいと存じます。

本村伸子議員(日本共産党)

そんな、明確な、はっきり答えることができない基準を 持ち出さないでいただきたいと思うんですね、訴訟で。

そもそも、差別に苦しむ方々の人権救済、人権保障に社会的承認を持ち出すことがおかしいというふうに私は思っております。また、国が結婚という制度から同性カップルを排除しているから、異性カップルと同等だという承認が得られないんです。国の責任が大きいわけです。

そして、昨年三月の朝日新聞の世論調査、同性婚を認めるべきというふうにお答えになっている方は六五%です。 そして、十八歳から二十九歳の若い世代でいいますと、八六%が同性婚を認めるべきというふうに答えております。 社会的にもこれは合意があるというふうに私は考えております。

LGBTQの当事者の方々が、様々な言葉や、制度がないということによって、傷つけられて自ら命を絶っている、こういう事件が実際は相次いでいるわけでございます。

大臣は、所信表明のときに、誰もが幸せを享受できる社 会にするために不断の努力をしていくんだというふうにお っしゃいました。

共に生きる社会をつくっていくために、同性婚を認めて、人権や個人の尊厳が何よりも大切にされる社会のために、是非、大臣、同性婚を認めていただく方向で検討を今

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

すぐ進めていただきたいということを強く求めたいという ふうに思います。

古川禎久法務大臣の次の法務大臣である葉梨康弘法務大臣は、2022(令和4)年11月1日、衆議院法務委員会において、以下のとおりの答弁を行った。「わが国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」とは述べなかったものの、「同性婚も含めて、やはり家族法制に関わる問題というのは、国民的なコンセンサスと理解、この上に立ってでないとなかなか前に進むことができないということもまた御理解をいただきたいというふうに思います」と述べ、検討を進めるといった積極的な答弁は一切なかった(甲A643)。

福島みずほ議員	日本では同性婚が認められていません。札幌地方裁判所
(社民党)	で、結婚届を出さないことによる同性愛の人たちの不利益に
	関して法の下の平等に反するという判決が出ております。そ
	のとおりだと思います。異性愛の人は結婚届を出すことと出
	さないことの選択ができるわけですが、結婚届を出すことが
	できない、このことによって明確に不利益を受ける。法定相
	続人になれない、税制の特典はありません。法律上は赤の他
	人です。こういう問題があります。
	この札幌地裁の判決の受け止め、お願いいたします。
葉梨康弘法務大	札幌地裁の判決、私も、せんだっても議論になりましたの
臣	で見させていただきました。ただ、しかしながら、これ確定

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

	前の判決でございまして、また、大阪地裁ではまた別の判断 もされているということもございますので、今、法務大臣と してここでその判決の評価をお答えするということは差し控 えをさせていただきたいと思います。
福島みずほ議員(社民党)	結婚できないことは不利益を生ずる、法の下の平等に反す ると思いますが、いかがですか。
葉梨康弘法務大臣	この点についても、どちらの判決の肩を持つということでもないので、それはそれぞれの裁判体の判断ですから。今現在は、私は、同性婚というのを認める法律は日本ではございませんし、また、それについて、同性婚を認める法律がないということが法の平等に反すると、法の下の平等に反すると私どもは考えておりません。 地裁の判断については、ちょっと、先ほど申し上げましたとおり、コメントする立場にはありません。
福島みずほ議員(社民党)	現行法はないけれど、法の下の平等には反しないという答 弁はとても残念です。もう少し前に進んでいただきたいとい うふうに思います。だって、法定相続人なれないんですよ。 税制の特典も何もないんですよ。赤の他人なんですよ。選択 肢がない、不利益を被る、これってやっぱり不平等だと思い ます。 ニュージーランドで同性婚を認めるときのニュージーラン ドの国会における有名な国会議員の演説があります。同性婚 認めても、あなたの生活、人生、結婚に何の影響もありませ ん。別に、同性婚を認めても、太陽が西から上がるわけで

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

も、日照りや干ばつ、天変地異が起こるわけでもない。何も 心配することはないんですと。あなたの人生、結婚、変わら ない。ただ同性婚を認めてほしいという、そのことなんです と。

私もそう思います。幸せになる人を増やすだけであって、 ほかの人を不幸にするのではないんですよ。あなたの人生、 結婚には影響ありません。どうですか。

葉梨康弘法務大 臣

そこは、大変いろんな方から私も御意見承っているんです。私の友人も非常にそれを推進している方もいらっしゃいます。個人的にもいろんなお話を聞いています。また、いろんな意見も私その場で承っているわけですが、ただ、少なくとも、この日本の現行の法律で違憲であるというふうな判断は私どもは持っていない。つまり、憲法十四条に、この同性婚の法律がないことが憲法に違反するというふうには思っていません。ただ、いろんな意見があるということはよく私も承っています。

福島みずほ議員(社民党)

婚外子の差別撤廃、民法九百条四号ただし書が憲法十四条 に反するなど、現行法を変えてきているじゃないですか、法 務省は。だからこそ、法の下の平等や個人の尊重の立場で法 律改正すべきだということを強く申し上げます。

差別や偏見解消のため、法務省は性的マイノリティについて啓発をしています。その立場からも同性婚を認めるべきではないですか。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

葉梨康弘法務大 臣

先ほど申し上げましたとおり、差別というのはあってはなりません。性的マイノリティに対する差別、これについてもあってはならないということはしっかり一生懸命、私どもも推し進めさせていただいています。

ただ、この同性婚も含めて、やはり家族法制に関わる問題 というのは、国民的なコンセンサスと理解、この上に立って でないとなかなか前に進むことができないということもまた 御理解をいただきたいというふうに思います。

福島みずほ議員(社民党)

性的マイノリティの人に対して差別をしてはならないとおっしゃってくださいました。まさに、法律婚を認めないことは差別そのものじゃないですか。それから、そういうふうに法律婚を認めない、これは差別というか区別があっても仕方ないと考えることが、やはり差別を助長したり生きにくい社会をつくっていると思います。人権擁護セクションを持つ法務省としては、まさに人権を促進する方向で法律改正、これに前向きになってほしいと思います。

今ある法律が正しいんじゃないんです。法律は変えられる し、人権を促進する方向で、人の幸せを増やす方向で改正を すべきだと思います。是非、大臣、大臣のときに是非よろし くお願いします。

以上のとおり、同性婚については、2018(平成30)年6月8日に上川陽子法務大臣に対して、質問がなされて以降、歴代の法務大臣が少なくとも1回は答弁をしている。内閣総理大臣とは異なり、「わが国の家族の在り方の根幹に関

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」という紋切り型の答弁にとどまらない大臣もいるものの、結局のところ、検討をすることもなくただ先延ばしにしている、という他ない状況が続いている。

ウ その他

同性婚についての、内閣総理大臣及び法務大臣の答弁以外については、原告ら第10準備書面(2021(令和3)年7月21日付)提出後に確認できたものについてのみ述べる。

以下のとおり、参議院憲法審査会での意見がある。

2022(令和4)年3月23日、参議院憲法審査会において、小西洋之参議院議員(立憲民主党)が、「憲法二十四条は同性婚を想定していないとの政府解釈の下で基本的人権を侵害されている国民などが多数生じております。」と意見を述べた(甲A644)。

また、同日の同審査会において、福島みずほ参議院議員(社民党)も、「生存権、平和的生存権、幸福追求権、表現の自由、学問の自由、思想、良心の自由、法の下の平等など、日本国憲法が守られていません。札幌地方裁判所は、同性婚を認めないことは憲法十四条の法の下の平等に反すると判決を出しました。日本の中に存在する女性差別、外国人差別、障害者差別、部落差別、アイヌの人たちに対する差別、LGBTQの人たちに対する差別など、法の下の平等に反しています。」と意見を述べた(甲A644)。

エ 同性婚に関連する事柄についての答弁

同性婚に関連する事柄についての答弁も、原告ら第10準備書面(2021 (令和3)年7月21日付)提出後に確認できたものについてのみ述べる。

(ア) 国勢調査、同性カップルの在留資格

2022(令和4)年4月7日、参議院内閣委員会において、石川大我参議院議員(立憲民主党)が、田畑裕明総務副大臣や政府参考人に対して、国勢調査での同性カップルの取扱いについて尋ねたが、世帯主と配偶者としては集計されず他の親族に含めて集計されるが、国の法制度が導入されていないためそのような取扱いになっている等の答弁がなされ、田畑裕明総務副大臣の答弁は「国民のコンセンサス、また法制度などの動向を注視しつつ、公的統計としての正確性、有用性など様々な観点を考慮し、慎重に検討を進めてまいりたいと思います。」と言うに留まった(甲A645)。また、石川議員は、津島淳法務副大臣や政府参考人に対して、外国で同性婚したカップルのビザについて尋ねた。津島淳法務副大臣は、外国で行われた同性婚について婚姻継続の把握、確認方法等に課題があるとは言いつつも、しっかりと前向きに検討してまいりたいと述べた(同)。さらに、石川議員は、鈴木貴子外務副大臣に対して、質問をし、鈴木貴子外務副大臣は次のとおり述べた(同)。

鈴木貴子外務副大臣

同性婚といった、というか、始めですね、様々な家族 形態を有する国の方々が日本で暮らしやすく、そしてま た、日本の国民若しくは地域社会でも受け入れやすい、 受け入れて、入っていきやすい環境というものをしっか

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

りとつくっていく、非常に重要なことだと思っております。

また、同性婚を含め多様性というものが尊重されること、全ての人々がお互いの人権また尊厳、こういったもの大切に、生き生きとした自らが望む人生というものを享受できる、いわゆる共生社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

先ほども、法務副大臣からも前向きに検討していくという御答弁ありました。外務省としても、関係各省として、外務省とまた法務省、また関係各省としっかりとまた連携をさせて、取り組ませていただきたいと思っております。

(イ) 同性カップルの在留資格

2022(令和4)年4月14日、参議院法務委員会において、安江伸夫参議院議員(公明党)が、古川禎久法務大臣に対して、日本人とパートナーの相手国で有効に婚姻が成立している場合にはその同性パートナーについて、双方外国人で互いの国籍国で有効に婚姻が成立している場合と同様に、特定活動による在留資格を認めるべきと述べ大臣の見解を問うた。古川禎久法務大臣は、身分関係の明確性、確実性の点などに課題があると述べつつも、前向きに検討してまいりたいと答弁した(甲A646)。

また、本書面37頁で前述したとおり、2022(令和4)年10月20日、 参議院予算委員会において、谷合正明参議院議員(公明党)が葉梨康弘法務大臣 に対し、外国人同性パートナーへの在留資格付与について質問している。葉梨康

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

弘法務大臣は、しっかりと前向きに検討していくと答弁したが具体的な進展をな んら伴うものではなかった。そのため、谷合正明議員は、前向きに検討と言って も、時間がかかってしまっている旨指摘した。また、林芳正外務大臣は、法務省 と引き続き緊密に連携してまいりたいと述べた。(甲A628)

さらに、同じく本書面37頁で前述したとおり、2022(令和4)年10月 27日の参議院法務委員会においても、福島みずほ議員が葉梨康弘法務大臣に対 して、外国人同性パートナーへの在留資格付与について質問をしたが、法務大臣 は個別対応の可能性を述べるのみであり、一律の運用変更を否定するものと言え る答弁であった(甲A629)。

(ウ) 国際同性カップルの入国規制

2022(令和4)年5月17日、参議院外交防衛委員会において、高橋光男 参議院議員(公明党)が、磯崎仁彦内閣官房副長官に対し、新型コロナウイルス 感染症の影響で入国が制限されているところ、国際同性カップルも原則として入 国を認めるべきではないかとして、見解を尋ねた(甲A647)。

2022(令和4)年6月2日、参議院外交防衛委員会において、高橋光男参議院議員(公明党)が、鈴木貴子外務副大臣に対し、新型コロナウイルス感染症の影響での入国制限の緩和対象に同性カップルが含まれるかを尋ね、鈴木貴子外務副大臣からは含まれる旨の答弁がなされた(甲A648)。

(エ) 親が同性カップルの子どものこと

2022(令和4)年4月27日、衆議院内閣委員会において、櫻井周衆議院 議員(立憲民主党)が、赤池誠章内閣府副大臣や野田聖子内閣府特命担当大臣に

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

対して、同性カップルが子どもを育てている場合に、病院で保護者として取り扱われない等の困難に直面することがあるがどのように解消できるのか等の質問をした。野田聖子内閣府特命担当大臣は、「副大臣の答弁のとおりで、私たちは、設置法をしっかりお認めいただいた後に、速やかに、子供の立場に立って、親がどういうコンディションであっても、やはり子供の権利擁護、そういうことのパートナーですから、味方ですから、それにしっかり取り組むということで」と答弁した(甲A649)。

2022(令和4)年5月18日、参議院本会議において、高瀬弘美参議院議員(公明党)が、岸田文雄内閣総理大臣に対し、こども基本法案に関し様々な関係者から意見をもらう中で、親が同性のカップルである子ども達が抱える困難が日常に多くあること等を聞いたとして、子ども達への支援についての見解を尋ねた。岸田文雄内閣総理大臣は、「性的少数者である子供や同性カップルの下で養育されている子供について、子供の視点に立ち、子供が誰一人取り残されないよう、関係府省と連携して適切に対応してまいります」などと答弁した。(甲A650)

2022(令和4)年5月24日、参議院内閣委員会において、石川大我参議院議員(立憲民主党)が、野田聖子内閣府特命担当大臣や政府参考人に対し、こども家庭庁設置法案に関し尋ね、野田聖子内閣府特命担当大臣は、こどもにはLGBTの子どもも含まれることや、現に子育てしている同性カップルの家族も支援対象として含まれること、「子供を真ん中に置いた社会をつくるということで、子供にとってやはり居心地のいい場所かどうかということで、私たち大人が今ある人をやっぱり全て認めていくことは大切」等を答弁した。また、石川議員

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

は、「子供中心というところから考えても、私としては、これ同性婚というのが 認められることによって子供の利益も増進していく」との考えも述べた。(甲A 651)

2022(令和4)年6月7日、参議院内閣委員会において、石川大我参議院議員(立憲民主党)が、参考人である泉房穂明石市長らに対し、こども家庭庁設置法案等に関して尋ねた。泉房穂明石市長からは、同性カップルが育てる子どもも含めて市が応援するものとしてファミリーシップ制度についての説明等があった。(甲A652)

2022(令和4)年6月14日、参議院内閣委員会において、「これまで支援が届きにくかった中学校卒業後又は高等学校中退後に修学も就業もしていないこどもや若者のほか、性的少数者の当事者であるこどもや若者、同性カップルに養育されるこどもや若者等についても、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援の実施に努めること」という条項を含む、こども基本法案に対する附帯決議案が提出され、全会一致で決議された(甲A653)。野田内閣府特命担当大臣は、決議に対し、「その趣旨を十分尊重してまいりたい」と述べた(同)。

(オ)国際同性カップルや同性カップルが育てている子どもの存在や困りごとが 国会議員や政府の知るところとなっていること

在留資格や同性カップルが育てる子どものことなど同性婚に関連する事項については、2022(令和4)年4月7日から同年10月27日までの10か月超の間に、11人もの議員が質問や提案をし、答弁等がなされた。国会において、国際同性カップルや同性カップルが育てている子どもが存在すること、そして、

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

それらの者らが抱える困りごとは、国会議員や政府の知るところとなっているの は間違いない。

そして、国際同性カップルの入国規制の緩和など解決に至ったものもあるが、 在留資格については、本書面36頁で前述したとおり、同性との婚姻が有効に成立する国の国籍を持ち日本人と結婚した場合に特定活動の在留資格を付与するべきとの判断をした判決(甲A626)が言い渡されたにもかかわらず、当該原告に特定活動の在留資格は付与されなかった。そのため、当該原告らは控訴しているが、法務大臣は個別対応の可能性を示唆するのみで、問題は何ら解決していない。

また、同性カップルに育てられている子どもについても、子ども支援の枠組みで支援の対象に含めると言っても、実際に育てている2人ともには親権はなく、 支援がなされても対症療法にすぎず、根本的な解決にはならない。

これらの点からも、法律上の性別が同性どうしの場合にも婚姻が認められるべき必要性は、国会において露わになっていると言える。

(2)婚姻平等法案

2019(令和1)年6月3日には、同性婚を法制化するよう「民法の一部を 改正する法律案」(第198回国会衆法第15号)が立憲民主党、日本共産党、 社会民主党により衆議院に提出された(甲A69、甲A70、甲A71)。

しかし、審議されないまま(甲A405)、2021(令和3)年10月14日に衆議院が解散され廃案となった。前述のとおり、内閣総理大臣や法務大臣は、機会があるたびに、「極めて慎重な検討を要する」等と述べているが、法律案が提出されたにもかかわらず放置し、なんら検討をすることはなかったのであ

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

る。結局のところ、極めて慎重な検討を要する等というのは何もしないことの言 い訳に過ぎない。

なお、甲A405号証についての証拠説明書16における立証趣旨は、「20 19年、同性婚を可能とする民法の一部改正法律案が衆議院に提出されたが審議 されないままになっていること等」が正しいことを付言しておく。

(3) その他の関連法案

2016(平成28)年5月、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(第190回国会衆法第57号)が、民進党・無所属クラブ、日本共産党、生活の党と山本太郎となかまたち、社会民主党・市民連合により、衆議院に提出された。しかし、審議されないまま廃案となった。

2018(平成30)年にも、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」は、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、自由党、社会民主党及び衆議院の会派「無所属の会」により衆議院に提出されたが(第197回国会衆法第12号)、この法律案も、上記の「民法の一部を改正する法律案」と同じく、2021(令和3)年10月14日に衆議院が解散され、やはり審議されないまま廃案となった(甲A401)。

2 候補者アンケート調査

国政選挙の立候補者全員を対象として同性婚の賛否についても問うアンケート 調査は、2016(平成28)年7月10日投票の第24回参議院議員通常選挙 から行われている(甲A64)。この調査は、2017(平成29)年10月2 2日投票の第48回衆議院議員総選挙(甲A66)、2019(令和1)年7月

21日投票の第25回参議院議員通常選挙(甲A65)、2021(令和3)年 10月31日投票の第49回衆議院議員総選挙(甲A420)、2022(令和 4)年7月10日投票の第26回参議院議員通常選挙(甲A654)と、201 6(平成28)年以降のすべての国政選挙(補選は除く)で行われており、ほと んどすべての国会議員がアンケート調査の対象となっているはずである。これら の調査はいずれも朝日新聞と東大谷口研究室による共同調査であり、質問項目は いずれも、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」である。衆議院 選挙で2回、参議院選挙で3回、調査が行われており、2回以上調査の対象とな っている国会議員もいる。

朝日新聞という全国紙の新聞社による調査がなされてきたことにより、国会議員立候補者のほとんどすべてが、同性婚の法制化は全国紙の新聞社が調査を行うほどの重要な政策課題だと強く認識したはずである。

また、同性婚への賛否については、2021(令和3)年の衆院選と2022 (令和4)年の参院選とで、NHK(甲A655-1,655-2、656-1,656-2)、毎日新聞(甲A657-1,657-2、658-1,658-2)、日本テレビ(甲A659、660)でも全候補者アンケート調査が行われており、それらの調査によっても、候補者らは、同性婚の法制化は全国紙の新聞社やNHKなどの大手メディアが調査を行うほどの重要な政策課題だと強く認識したはずである。

3 国会議員の同性婚への賛否の割合

公益社団法人 Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に(以下、「マリフォー」という。)は、前述した朝日新聞と東大谷口研究室による共同で

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

の候補者アンケート調査をもとに、国会議員の同性婚への賛否等を明示するサイトである「マリフォー国会メーター」(https://meter.marriageforall.jp/)を作っている。

マリフォー国会メーターでは、朝日新聞と東大谷口研究室の最新の調査結果に 基づくことを原則とし、例外的にマリフォーに直接意見の変更の連絡があった場 合には変更後の意見に基づき、賛否を示している(甲A661-1)。

マリフォー国会メーターによると、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」に賛成とどちらかと言えば賛成の議員は、国会議員の41%(甲A661-2)、衆議院議員の39%(甲A661-3)、参議院議員の44%(甲A661-3)にものぼり、過半数が近づいてきている。

4 マリフォー国会 (院内集会)

マリフォーの主催する院内集会「マリフォー国会」は、これまでに4回、議員 会館内で開催された。

(1) 第1回マリフォー国会

第1回は、2019 (令和元) 年11月19日に開催された。本院内集会に向けて、与野党を問わず、35名の国会議員からの賛同メッセージが送られた(甲A106)。現在の法務大臣である齋藤健衆議院議員(自由民主党)が出席し、

「私はこういう多様性のある社会のなかで、どれだけ相手の立場に立って考える ことができるかというのが、社会の進歩なんじゃないかと思っております。」と 述べ、制度設計を前提として、理解を深めることの重要性をスピーチするなど、

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

与野党問わず、25名の国会議員が参加し、スピーチをした(甲A107-1~3)。

(2) 第2回マリフォー国会

第2回は、2020(令和2)年11月26日に開催された。第2回マリフォー国会に参加した国会議員は16名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は16名であった(甲A169・2頁)。また、その他、第2回マリフォー国会にメッセージを寄せた議員は、前回を大幅に上回って55となり、その中には、河村建夫議員、野田聖子議員、河野太郎議員といった与党である自由民主党の議員も含まれていた(甲A169・1頁)。

(3) 第3回マリフォー国会

第3回は、2021(令和3)年3月25日に、札幌地裁判決(甲A215)を受け、緊急開催された。第3回マリフォー国会に参加した国会議員は40名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は17名であった(甲A264)。鹿児島第1選挙区選出の自由民主党の宮路拓馬衆議院議員もスピーチを行った(甲A264)。また、第3回マリフォー国会にメッセージを寄せた議員は44となり、その中には、福岡第7選挙区選出の衆議院議員である藤丸敏議員、小倉將信議員、國場幸之助議員、平将明議員といった与党である自由民主党の議員も含まれていた(甲A265)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(4) 第4回マリフォー国会

第4回は、2022(令和4)年4月22日に開催された。第4回マリフォー国会に参加した国会議員は33名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は32名となり、国会議員と秘書とを合わせた合計人数は65人で過去最多であった(甲A662)。また、その他、同院内集会にメッセージを寄せた議員も、過去最多の90名となり、その中には、齋藤健議員(現法務大臣)、鹿児島第1選挙区選出の自由民主党の衆議院議員の宮路拓馬議員、北九州市に地元事務所がある自見はなこ議員、中根一幸議員、小倉將信議員、三宅しんご議員といった、与党である自由民主党の議員も含まれていた(甲A663-1~663-5)。

(5) マリフォー国会に言及する国会での質問

マリフォー国会に言及する国会での質問も、2021(令和3)年10月12日の参議院本会議において福山哲郎議員(甲A637)、2022(令和4)年4月22日の衆議院法務委員会において本村伸子議員(甲A642)、同月27日の衆議院内閣委員会において櫻井周議員(甲A649)などが行っている。

4 政党の公約等

広くLGBTなどのセクシュアル・マイノリティについてだけでなく、同性婚の法制化に絞っても明確に公約等に掲げられるなど、政党が同性婚の法制化実現に向けて公約等に掲げたり、意見を表明したりするようになっている。以下、詳述する。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(1) 2017年衆院選での公約化と2019参院選

第48回衆議院議員総選挙(2017(平成29)年10月22日投票)では 社民党が同性婚の実現を公約に掲げた(甲A68)。

さらに、第25回参議院議員通常選挙(2019(令和1)年7月21日投票)では、同年6月3日に、同性婚を可能とする法律案である「民法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出(甲A69、甲A70、甲A71)した立憲民主党、日本共産党、社民党は当然のこと、日本維新の会も同性婚の法制化を公約に掲げ、同性婚は、同通常選挙で争点化された(甲A72、甲A73)。

(2) 2021年衆院選

第49回衆議院議員総選挙(2021(令和3)年10月31日投票)では、 自由民主党のみが同性婚に否定的であった(甲A410)。同党の2021年の 総合政策集(甲A664)を「同性婚」で検索してもヒットすることはなく、 「LGBT」、「性的マイノリティ」、「性的指向」で検索した結果ヒットした のは、以下の記載のみであり、立法施策は理解増進法の制定に留まっている。

「性的指向・性自認に関する理解の増進

性的指向・性自認 (LGBT) に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の速やかな制定を実現するとともに、民間や各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、多様性を認め、寛容であたたかい社会を築きます。」 (同・135 頁)

第49回衆議院議員総選挙(2021(令和3)年10月31日投票)では、 与党でも、公明党は、「同性婚については国民的議論を深めつつ、必要な法整備 に取り組」むとの公約を掲げた(甲A411)。野党については、原告ら第17

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

準備書面・2~4頁で詳述したとおり、いずれの政党も、同性婚を認めるべき、 実現を目指す、国会での議論を積極的に求める等、いずれも同性婚には肯定的な 立場である。

(3) 2022年参院選

第26回参議院議員通常選挙(2022(令和4)年7月10日投票)に際して政党を対象として行われた調査『みんなの未来を選ぶためのチェックリストー参議院選挙2022一』での「同性婚の法制化を実現しますか」という質問に対し、調査対象となった政党の中では唯一自由民主党だけが×と回答し、自由民主党を除く全政党(但し、調査対象となっていなかった参政党、NHK党を除く)が、〇と回答した(甲A665)。

自由民主党は、自治体が導入しているパートナーシップ制度についてさえ、「是非を含めた慎重な検討が必要」と極めて消極的な回答をした(同)。自由民主党については、2022年の総合政策集(甲A666)において、「同性婚」で検索してもヒットすることはなく、「LGBT」、「性的マイノリティ」、「性的指向」で検索した結果ヒットしたのは、「性的マイノリティ」でヒットした以下の記載のみであった。

「性的マイノリティの理解増進

性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ります。また性別不合等の対応に関し、生命の尊厳を守る観点から時勢に応じた法制度等の見直しを行います。」(同・149頁)

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

2021年の総合政策集(甲A664)では理解増進法の制定をあげていた自由民主党だったが、2022年の総合政策集(甲A666)では、「理解増進を図ります」とは記載しているものの、「理解増進法」という言葉はなくなり、理解増進は立法施策から外れされている。

(4) 小括

以上のとおり、年々、同性婚の法制化実現に対する政党の関心や意欲は高まり、与党である公明党含め、ほとんどの政党が同性婚の法制化の実現に賛成し実現に向け見解を明確に表明するようになった中、自由民主党のみは、同性婚の法制化に反対し、さらに、自治体が導入しているパートナーシップ制度についてさえ、「是非を含めた慎重な検討が必要」と極めて消極的な回答をし続けている(甲A403、665)。

5 自由民主党

(1)国会議員や国政選挙の候補者において、同性婚賛成の割合が他党に比べ極 めて低いこと

前述してきたとおり、同性婚については、国民の多数が(本書面第9章(30 頁以下))、また、全国会議員の40%が(本書面第12章第3節(72頁以 下))、そしてほとんどの政党(本書面前節、75頁以下)が賛成するなどして いるにもかかわらず、自由民主党や政府においては、検討すらされることなく、 実現していない。

その大きな要因は、政権最大与党である自由民主党自体の体質にあると言わざるをえない。

自由民主党にも同性婚に賛成の議員はおり、その人数は増えてはきているものの、他党に比べまだまだ少ない。前述したマリフォー国会メーターにおいては、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだ」という質問に対して「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と回答した国会議員の数を政党ごとに示しているが、自由民主党は、380名の国会議員のうち、41名に過ぎず、約11%にとどまっている(甲A667)。

2016(平成28)年の参院選、2017(平成29)年衆院選、2019 (令和1)年の参院選の3回のアンケート調査を通し、自由民主党の候補者においても、同性婚に対する反対を表明する者の割合は減る一方、中立、または賛成を表明する者の割合は増えている(甲A67)。さらに、2017(平成29)年衆院選と2021(令和3)年の衆院選との比較(甲A668)でも、自由民主党候補者においても、賛成寄りは9%から12%と、わずか3%ではあるが増えている。また、どちらとも言えないが、45%から50%となり、5%増加した。反対寄りは46%から38%となり、8%減った。2019(令和1)年の参院選と2022(令和4)年の参院選の比較(甲A669)でも、自由民主党では賛成寄りの回答は9%から14%へ5%増えたに過ぎない。

このように、自由民主党においては、賛成が増え、反対が減る傾向は認められるものの、その変化は小幅である。

一方、候補者全体について言えば、2021(令和3)年の衆院選では、候補 者全体の同性婚への賛成寄りの割合は61%、どちらとも言えない25%、反対

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

寄り15%であり、自由民主党候補者の賛否割合とは傾向が大きく異なる(甲A甲A668)。また、2022(令和4)年の参院選では、自由民主党は賛成寄りが14%に留まる中、公明党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党、れいわ新選組、社民党は、いずれも賛成寄りの回答が9割を超えており(甲A669)、自由民主党の候補者の賛成者の少なさが際立っている。

(2) 自由民主党内と党支持層との間にも大きなギャップがあること

ア 理解を増進する法案すら党内で合意が得られないこと

2021(令和3)年5月、超党派で合意に至ったいわゆる「LGBT理解増進法案」は、自由民主党内の保守派の一部議員がかたくなに抵抗したため法案提出に至らなかったと報道されている(甲A404)。その後、自由民主党では、本書面76~78頁でも述べたとおり、2021(令和3)年10月作成の総合政策集に記載されていた「理解増進法」の文字が(甲A664・135頁)、2022(令和4)年6月作成の総合政策集では、単に「理解増進」となって、「法」の文字がなくなり(甲A666・149頁)、理解増進すら立法施策として挙げられなくなっている。

国民の多数が同性婚に賛成しているにもかかわらず(本書面第9章(30頁以下))、自由民主党では、LGBTの理解を増進する法案さえ党内で合意が得られないのである。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

イ 世論のみならず、自由民主党支持層との間でも大きなギャップがあること 自由民主党の支持層においても、同性婚への賛成は増加している。

第9章(本書面32頁)でとりあげた朝日新聞と東大谷口研究室の共同調査(2020(令和2)年3月から4月に実施。本書面32頁以下の表では⑨)では、自由民主党の支持層で同性婚へ「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と答えたのは、41%にもなり、2017(平成29)年の衆院選の時の24%と比べ、17%も増加している(甲A171)。これを、自由民主党候補者中の割合と比べてみると、2017(平成29)年の衆院選は候補者9%、支持層24%、2019(令和元)年の参院選は候補者9%、支持層41%(但し、支持層の調査は2020(令和2)年3月から4月に実施)となっている(甲A171)。

さらに、2021(令和3)年3月20日、21日に行われた朝日新聞調査 (本書面32頁以下の表では⑩)では、朝日新聞と東大谷口研究室の共同調査と は質問項目や選択肢に違いはあり単純に対照はできないものの、自由民主党支持 層においても、「男性同士、女性同士の結婚を、法律で認めるべきだと思います か」という質問に「認めるべき」と回答した者が57%にもなっている(甲A4 09)。

自由民主党の国政選挙の候補者と世論との間に大きなギャップがあるのみならず、自由民主党の国政選挙の候補者と自由民主党の支持層との間でも大きなギャップがあることが分かる。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(3) 自由民主党の国会議員による相次ぐ差別的言動

LGBTの理解を増進する法案さえ党内で合意が得られない自由民主党には、 同性愛者をはじめとするLGBTに対する差別的な考えや偏見を持ち、さらに、 それを表明して憚らない国会議員が少なからず存在する。

近年に絞って以下で述べる。

例えば、2018(平成30)年7月18日発売(甲A670-1)の『新潮45』という雑誌において、杉田水脈衆議院議員は、「『LGBT』支援の度が過ぎる」という文章(甲A670-2)を発表した。この文章中、杉田議員は「LGBTだからといって実際そんなに差別されているものでしょうか」と述べ、さらに、自分自身は気にせず付き合えるし、多くの人にとっても同じではないかとも記し、LGBTに対する偏見が及ぼす影響を軽視するのみならず、婚姻からも排除され制度がないことによる様々な法律上や事実上の困難があることも安易に無効化した。さらに、「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか」とも反語的に疑問を投げかけた上で、「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです。」と断じた。その内容もさることながら、口頭であればうっかり言ってしまったということもあろうが、杉田水脈議員の場合、文章の形で綿々と行われた差別的言動である点においても、その差別性が際立っている。

杉田水脈議員のこの文章は大きな社会的非難の対象となったが、その後、杉田水脈議員は、謝罪も撤回もしないまま、総務政務官に登用されている。国会では、杉田水脈総務政務官に対し、謝罪や撤回等を求める質問がなされているが、相変わらず謝罪や撤回には応じていない(甲A671)。

杉田水脈議員の差別的な雑誌寄稿文(甲A670-2)への批判が高まる中、同月29日、谷川とむ衆議院議員は、ネットテレビ「Abema(アベマ)T V」において、同性婚や夫婦別姓を認めない政府への疑問が呈されたのに対し、「多様性を認めないわけではないが、法律化する必要はない。『趣味』みたいなもので」と述べた。また、さらに、「男が男だけ、女が女だけ好きになるとなったら、多分この国は……」と言いかける場面もあった。(甲A672)

2019(平成31)年1月3日、平沢勝栄衆議院議員は、山梨県内で開かれた集会で「性的少数者(LGBT)ばかりになったら国はつぶれる」との趣旨の発言をした。これについては、平沢勝栄議員自身が5日、取材に対し事実関係を認めた。(甲A673)

2021(令和3)年5月20日、自民党内での会合で、いわゆる「LGBT 理解増進法案」についての議論が行われる中で、簗和生衆議院議員(現在は文部 科学副大臣に登用されている)が、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じだ」と述べたと報じられた(甲A674)。築 和生議員は朝日新聞の取材に書面で「ご照会頂いた会議は非公開のため、発言についてお答えすることは差し控えさせて頂く」と答えており、発言を否定していない(同)。他にも、西田昌司参議院議員(当時、自由民主党政務調査会長代理)が、「『(性的少数者の当事者も非当事者も)お互い我慢して社会を守る受 忍義務がある』と主張。こうした『道徳的な価値観』を無視し、『差別があったら訴訟となれば社会が壊れる』との趣旨の発言をした」とも報じられた(同)。

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

2022(令和4)年6月22日、参議院の比例代表に自由民主党から立候補 した井上義行氏(現在は、参議院議員。自由民主党所属)が、出陣式で、以下の とおり述べた(甲A675)。

「今私は分岐点だというふうに思っています。なぜ分岐点か。それは今まで2000年培った家族の形が、だんだんと他の外国からの勢力によって変えられようとしているんです。昔は皆さん、考えてみてください。おじいちゃんおばあちゃんやお孫さんと住んだ3世代を。その時は社会保障そんなに膨れてこなかった。でも核家族だ、核家族だ、個々主義だ、こういうことを言っている」

「そしてどんどんどんどん、僕はあえて言いますよ、同性愛とか色んなことでどんどん可哀想だと言って、じゃあ家族ができないで、家庭ができないで、子どもたちは本当に日本に本当に引き継いでいけるんですか。しっかりと家族を産み出し、そして子どもたちが多く日本にしっかりと産み育てる環境を私たちが今作っていかなければいけないと思いませんか皆さん。その闘いでもあります」

以上のとおり、この4年間だけでも、自由民主党所属の国会議員による同性愛者をはじめとするLGBTに対する差別的言動は繰り返されている。理解を増進する必要があるのは、国民というより自由民主党である。自由民主党は、自らの理解不足から「国民」を口実にして、少数者の人権を擁護することを棚上げにし続けている。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

(4)世界平和統一家庭連合(旧統一教会)や神道政治連盟の影響

ア 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の影響

参議院議員選挙の選挙期間中であった2022(令和4)年7月8日、安倍晋 三元首相(元自由民主党総裁)が、街頭での応援演説中に殺害され、加害者の動 機が母親による世界平和統一家庭連合(旧統一教会)への多額の献金等により家 庭が壊されたことにあると報道されて以来、政治、特に、自由民主党と世界平和 統一家庭連合(旧統一教会)やその関連団体との関わりに大きな関心が向けられ るようになった。

同年10月20日には、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の友好団体である「世界平和連合」や「平和大使協議会」が、同年の参議院選挙や2021(令和3)年の衆議院選挙の際に、自由民主党の国会議員に対し、政策に賛同するよう明記した推薦確認書を提示し、署名を求めていたことが報じられた(甲A676)。推薦確認書に記載された政策の中には、「LGBT問題、同性婚合法化の慎重な扱い」という事柄も含まれている(同)。教団関係者が取材に対し、全国各地で数十人規模の自由民主党の国会議員に署名を求めたと証言している、とも報道されている(同)。

自由民主党と世界平和統一家庭連合(旧統一教会)やその関連団体との関わりについての報道は、2022(令和4)年11月現在も続いている。

また、本書面84頁で前述した井上義行参議院議員(当時は、候補者)は、同年7月6日、さいたま市内で世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の集会に登壇し、以下のとおり、発言したと報じられている(甲A677)。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

正直に言っちゃっていいですか。同性婚、反対ということを。私は、普通の 政治家と違うんです(拍手)。オブラートに包んでしゃべることが苦手なん ですね。私は信念で言っている。同性婚には反対ということを信念をもって 言い続けます!

(同性婚法制化に)私は勝負を挑んでいます。裁判になりましたけど、今度 は政治にかかわってきているからですね。今度は政治で決着に持っていくこ とはできるんです。

同性婚法制化に反対する議員がすべからく世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の影響を受けているというわけではないであろうが、自由民主党と同党所属の国会議員の意識や意向に、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)やその関連団体の影響が少なからず及んでいることが推察される。

国会では、同性婚に関して、自由民主党や同党所属の国会議員への、世界平和 統一家庭連合(旧統一教会)やその関連団体からの影響について、関連する質問 が相次いでなされ、追及が続いている(甲A641、678~686)。

イ 神道政治連盟の影響

2022(令和4)年6月13日に開催された神道政治連盟国会議員懇談会に おいて、同性愛は精神の障害や依存症であるなどと書かれた冊子が配布された (甲A687)。

配布された冊子(甲A688)には、神道政治連盟の会長による「発刊に寄せて」と題する文章(同・2~3頁)が掲載されている。同文章において、神道政

治連盟の会長は、同性婚等の「諸制度の導入を推進する一部の活動家や団体は我が国の家族制度や文化を崩壊させ、個人主義による新たな社会秩序の構築を目論んでいるということが指摘されています」と言い、「これら制度が導入されてしまうと、家族の在り方を変容させるのみならず未来を担う子供たちに悪影響を与えるとともに、社会生活に大きな混乱を来すことが懸念されます。」と同性婚等の導入に対し、根拠のない警鐘を鳴らし、当該冊子の目的を「問題点等知識や情報をより広く共有し、積極的対処すべく…編纂した」と述べている。

そして、当該冊子に掲載されている文章「同性愛と同性婚の真相を知る」(楊 尚眞著。同・16~29頁)は、同性愛は「後天的な精神の障害、または依存 症」、「同性愛行為の快感レベルが高くてなかなか抜け出すことができないの は、ギャンブル依存症の人が沢山儲けた時の快感を忘れられず、抜け出せないの と同じ」、「同性愛からの回復治療の効果が期待できる」(同・23頁)、「同 性愛は決して生まれつきなどではなく、カウンセリングなどの手段を通じて抜け 出すことが可能」(同・25頁)などと述べ、同性愛を後天的な精神の障害、ま たは依存症と決めつけ、その治療が可能などと主張している。もちろん、これ は、科学的根拠に基づくものではなく、明らかに誤っている(甲A2、3、37 8,379-1、379-2、385-1、385-2等)。また、「同性愛と 同性婚の真相を知る」(同・16~29頁)は、他にも、LGBTの自殺率が高 いことについて、社会的な差別が原因ではなく、LGBTは様々な面で葛藤を持 っていることが多く、原因はLGBTにあるとする(同・25~26頁)等、現 状を全く無視するものである(原告ら第7、25準備書面参照)。なお、当該冊 子(同)には、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の友好団体が発行している

[「]結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

と言われる「世界日報」に掲載された記事も転載されている(「アメリカLGB T事情」、同・ $54\sim70$ 頁)。

神道政治連盟によれば、神道政治連盟国会議員懇談会には、2022(令和4)年9月26日現在、258名の国会議員が参加しているとのことであり、神道政治連盟のホームページ上には、神道政治連盟国会議員懇談会の会員として、衆議院185名、参議院73名の合計258名の議員の名前があげられており、自由民主党の国会議員の名前がずらりと並んでいる(甲A689)。

神道政治連盟国会議員懇談会の会員である議員の中にも考え方の違いはあろうが、前述したような非科学的で差別的な言説が多分に含まれる冊子が神道政治連盟と神道政治連盟国会議員懇談会の共同名義で発行され(甲A688・奥付)、神道政治連盟国会議員懇談会において配布されたこと(甲A687)からすると、自由民主党や同党所属の国会議員の意識や意向に、神道政治連盟の影響も少なからず及んでいることが推察される。

6 小括

これまで述べてきたとおり、同性婚は、国民の多数が(本書面第9章(30頁以下))、また、全国会議員の40%が(本書面第12章第3節(72頁以下))、そして与党である公明党含めほとんどの政党(本書面前節、76頁以下)が賛成するなどし、国会でも度々質問がなされているにもかかわらず、紋切り型の答弁がなされ続け、なんら検討されることすらなく、実現しないままである。

その大きな要因は、政権最大与党である自由民主党にあるところ、自由民主党 内と同党の支持者の同性婚への意識には大きなギャップが存在する(本書面81

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

頁)。そして、自由民主党には、同性愛等について差別的な言動を公にして憚らない国会議員が少なからず所属し、差別的言動が大きく問題となっても政務官に登用される(甲A671)などしている。加えて、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の関連団体が、「LGBT問題、同性婚合法化の慎重な扱い」と記載された推薦確認書への署名を自由民主党の国会議員に求めていたこと等が明らかになり、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)の影響が少なからず、自由民主党や自由民主党所属の国会議員の意識や意向に及んでいると考えられる。また、7割近くの自民党の国会議員が会員になっているとも言われる神道政治連盟国会議員懇談会で、非科学的で差別的な言説が多数含まれる冊子が配布されてもいる。これらのことからすれば、たとえ自由民主党の支持者と党内の同性婚への意識には大きなギャップがあったとしても、自由民主党内で差別的言動を是正するのは困難と考えられるし、さらに、自身は差別的な考えを持っておらず、むしろ同性婚の法制化に賛同する議員が自民党内にいたとしても、同性婚の法制化に対して積極的に行動することは非常に難しいと言わざるを得ない。

こうして、民主主義が歪められ、人権侵害が温存されていると言える。

第13 まとめ

以上のとおり、最近の諸動向に照らしても、本件規定が憲法13条、24条、14条第1項違反であることは、法務大臣にとっても、国会議員にとっても、一層明白になっており、法務大臣が民事法制の企画立案を、また、国会議員が立法を放置し続けていることに合理的な理由など何ら存在しない。

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

また、このような状況下で同性婚の法制化を国会の立法裁量とし、司法が国会に委ねることは、少数者の人権保障の砦としての役割を放棄することに他ならず、許されない。

以 上

【リンク解紙自由にお貼りくだすが制度導入自治体一覧

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

※制度名は、開始時ではなく、現在の名前を記載している。

※人口は、2022 (令和4) 年1月1日時点の住民基本台帳人口による。

また、都道府県単位で導入されている場合、市区町村の人口は記載していない。

	自治体名	制度名	開始日	自治体内人口 (人)	証拠
1	東京都渋谷区	渋谷区パートナーシップ証明	2015 (平成27) 年 11月5日		甲A18
2	東京都世田谷区	世田谷区パートナーシップ・ファ ミリーシップ宣誓制度	同日		甲A19
3	三重県伊賀市	伊賀市パートナーシップ宣誓制度	2016 (平成28) 年 4月1日		甲A20
4	兵庫県宝塚市	宝塚市パートナーシップ宣誓制度	同年6月1日	232,171	甲A21
5	沖縄県那覇市	那覇市パートナーシップ・ファミ リーシップ登録制度	同年7月8日	318,339	甲A22
6	北海道札幌市	札幌市パートナーシップ宣誓制度	2017(平成29)年 6月1日	1,960,668	甲A23
7	福岡県福岡市	福岡市パートナーシップ宣誓制度	2018(平成30)年 4月2日		甲A24
8	大阪府大阪市	大阪市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同年7月9日		甲A25
9	東京都中野区	中野区パートナーシップ宣誓	同年8月20日		甲A26
10	群馬県大泉町	大泉町パートナーシップ制度	2019 (平成31) 年 1月1日		甲A27
11	千葉県千葉市	千葉市パートナーシップ宣誓制度	同月29日	976,328	甲A28
12	東京都豊島区	豊島区パートナーシップ宣誓制度	同年4月1日		甲A29
13	東京都江戸川区	江戸川区同性パートナー関係申出 受領証交付制度	同日		甲A30
14	東京都府中市	府中市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A31
15	神奈川県横須賀市	横須賀市パートナーシップ宣誓証 明制度	同日	392,817	甲A32
16	神奈川県小田原市	小田原市パートナーシップ登録制 度	同日	188,739	甲A33
17	大阪府堺市	堺市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A34
18	大阪府枚方市	枚方市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A35
19	岡山県総社市	総社市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	69,837	甲A36
20	熊本県熊本市	熊本市パートナーシップ宣誓制度	同日	731,722	甲A37
21	栃木県鹿沼市	鹿沼市パートナーシップ宣誓制度	同年6月3日		甲A38
22	宮崎県宮崎市	宮崎市パートナーシップ宣誓制度	同月10日	400,918	甲A39
23	茨城県	いばらきパートナーシップ宣誓制 度	同年7月1日	2,890,377	甲A40
24	福岡県北九州市	北九州市パートナーシップ宣誓制 度	同日		甲A41
26	愛知県西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	170,868	甲A90
25	長崎県長崎市	長崎市パートナーシップ宣誓制度	同月2日	406,116	甲A89
27	兵庫県三田市	三田市パートナーシップ宣誓制度	同年10月11日	109,696	甲A91
28	大阪府交野市	交野市パートナーシップ宣誓制度	同年10月22日		甲A92
29	神奈川県横浜市	横浜市パートナーシップ宣誓制度	同年12月2日	3,755,793	甲A93
30	大阪府大東市	鎌倉市パートナーシップ宣誓制度	同月4日		甲A94
31	神奈川県鎌倉市	大東市パートナーシップ宣誓制度	同日	177,051	甲A95
32	兵庫県尼崎市	尼崎市パートナーシップ宣誓制度	2020(令和2)年1 月1日	460,148	甲A96

		一曲士パートナーシャプ・ファン			
33	香川県三豊市	三豊市パートナーシップ・ファミ	同日	63,195	甲A97
		リーシップ宣誓制度			
34	大阪府	大阪府パートナーシップ宣誓証明	同月22日	8,800,753	甲A98
		制度			
35	埼玉県さいたま市	さいたま市パートナーシップ宣誓	同年4月1日	1,332,226	甲A113
20	丰	制度			□ A11/
	東京都港区	みなとマリアージュ制度	同日		甲A114
-	東京都文京区	文京区パートナーシップ宣誓制度	同日	F0 201	甲A115
38	神奈川県逗子市	逗子市パートナーシップ宣誓制度 お描写主 パートナーシップ宣誓制度	同日	59,391	甲A116
39	神奈川県相模原市	相模原市パートナーシップ宣誓制 度	同日	719,112	甲A117
40	新潟県新潟市	新潟市パートナーシップ宣誓制度	同日	779,613	甲A118
41	静岡県浜松市	浜松市パートナーシップ宣誓制度	同日	795,771	甲A119
40	*******	大和郡山市パートナーシップ宣誓		0.4.6.4.4	TI 4100
42	奈良県大和郡山市	制度	同日	84,644	甲A120
43	奈良県奈良市	奈良市パートナーシップ宣誓制度	同日	353,158	甲A121
44	香川県高松市	高松市パートナーシップ宣誓制度	同日	424,414	甲A122
45	徳島県徳島市	徳島市パートナーシップ宣誓制度	同日	250,723	甲A123
46	福岡県古賀市	古賀市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A124
47	宮崎県木城町	木城町パートナーシップ宣誓制度	同日	4,987	甲A125
48	埼玉県川越市	川越市パートナーシップ宣誓制度	同年5月1日	353,235	甲A126
49	愛知県豊明市	豊明市パートナーシップ宣誓制度	同日	68,511	甲A127
50	兵庫県伊丹市	伊丹市同性パートナーシップ宣誓 制度	同月15日	202,978	甲A139
51	 兵庫県芦屋市		同年17日	95 430	甲A140
	神奈川県川崎市	川崎市パートナーシップ宣誓制度	同年7月1日	1,522,390	
	神奈川県葉山町	葉山町パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A142
		いなべ市パートナーシップ宣誓制			
54	三重県いなべ市	度	同日		甲A143
55	大阪府富田林市	富田林市パートナーシップ宣誓証 明制度	同日		甲A144
56	 岡山県岡山市	岡山市パートナーシップ宣誓制度	同日	704,487	甲A145
	兵庫県川西市	川西市パートナーシップ宣誓制度	同年8月1日	155,826	
	京都府京都市	京都市パートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	1,388,807	
	大阪府貝塚市	パートナーシップ宣誓制度	同日	1,300,007	甲A148
	埼玉県坂戸市		同年10月1日	99 992	甲A149
	-可一不7人/ 1月	小金井市パートナーシップ宣誓制	 	33,332	1 //エイン
61	東京都小金井市	度	同日		甲A150
	埼玉県北本市	北本市パートナーシップ宣誓制度	同年11月1日	65,817	甲A151
63	千葉県松戸市	松戸市パートナーシップ宣誓制度	同日	496,899	甲A152
64	栃木県栃木市	栃木市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A153
65	東京都国分寺市	国分寺市パートナーシップ制度	同月15日		甲A154
66	埼玉県鴻巣市	鴻巣市パートナーシップ宣誓制度	同年12月1日	117,660	甲A155
67	青森県弘前市	弘前市パートナーシップ宣誓制度	同月10日		甲A156
	群馬県	ぐんまパートナーシップ宣誓制度	同月21日	1,943,667	甲A157
69	群馬県渋川市	渋川市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A158
70	神奈川県三浦市	三浦市パートナーシップ宣誓制度	2021(令和3)年1 月1日	41,817	甲A159
71	徳島県吉野川市	吉野川市パートナーシップ宣誓制 度	同日	39,543	甲A160
72	香川県東かがわ市	東かがわ市パートナーシップ宣誓 制度	同日	29,037	甲A161
73	広島県広島市	広島市パートナーシップ宣誓制度	同月4日	1,189,149	甲A162

【リンク財紙 自由にお貼り くだすが制度 導入 自治体一覧 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

			Г		
74	兵庫県明石市	明石市パートナーシップ・ファミ リーシップ制度	同月8日	304,906	甲A163
75		ガーンゲン	同年2月1日	74.822	甲A233
-	高知県高知市	高知市パートナーシップ登録制度	同日	322,526	
77	埼玉県伊奈町	伊奈町パートナーシップ宣誓制度	同年3月1日	45.030	甲A235
-	京都府亀岡市	亀岡市パートナーシップ宣誓制度	同日	<u> </u>	甲A236
-	埼玉県上尾市	神尾市パートナーシップ宣誓制度	同月16日	230,507	
	群馬県安中市	安中市パートナーシップ宣誓制度	同年4月1日	200,007	甲A238
-	埼玉県越谷市	越谷市パートナーシップ宣誓制度	同日	345,047	·
-	埼玉県三芳町	三芳町パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A240
	埼玉県本庄市	本庄市パートナーシップ宣誓制度	同日	,	甲A241
	埼玉県行田市	行田市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A242
	東京都国立市	くにたちパートナーシップ制度	同日	13,324	甲A243
03	米 水即国立巾	足立区パートナーシップ・ファミ	IH) LI		T7243
86	東京都足立区	リーシップ制度	同日		甲A244
87	神奈川県大和市	大和市パートナーシップ宣誓制度	同日	242,937	甲A245
88	神奈川県茅ケ崎市	茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓制 度	同日	245,852	甲A246
80	 神奈川県藤沢市	及 藤沢市パートナーシップ宣誓制度	同日	443,053	甲A247
	長野県松本市	松本市パートナーシップ宣誓制度	同日	236,968	
	静岡県富士市	富士市パートナーシップ宣誓制度	同日	250,709	
-	愛知県豊橋市	豊橋市パートナーシップ制度	同日	372,604	·
	奈良県生駒市	生駒市パートナーシップ宣誓制度	同日	118,485	•
-	奈良県天理市	天理市パートナーシップ宣誓制度	同日	·	甲A252
94	示及乐 <u>人</u> 垤巾		IHJ LI	03,173	T N232
95	兵庫県西宮市	制度	同日	483,394	甲A253
96	兵庫県猪名川町	猪名川町パートナーシップ宣誓制 度	同日	30,006	甲A254
97	香川県土庄町	土庄町パートナーシップ宣誓制度	同日	13,265	甲A255
98	香川県小豆島町	小豆島町パートナーシップ宣誓制 度	同日	13,881	甲A256
99	香川県多度津町	多度津町パートナーシップ宣誓制 度	同日	22,392	甲A257
100	徳島県北島町	北島町パートナーシップ宣誓制度	同日	23,447	甲A258
101	大分県臼杵市	臼杵市パートナーシップ宣誓制度	同日	36,830	甲A259
102	宮崎県日南市	日南市パートナーシップ宣誓制度	同日	50,958	甲A260
103	鹿児島県指宿市	指宿市パートナーシップ宣誓制度	同日	39,138	甲A261
104	宮崎県延岡市	延岡市パートナーシップ宣誓制度	同年4月26日	119,352	甲A287
105	千葉県浦安市	浦安市パートナーシップ宣誓制度	同年5月1日	168,658	甲A288
106	京都府長岡京市	長岡京市パートナーシップ宣誓制 度	同年6月1日	81,169	甲A289
107	群馬県千代田町	千代田町パートナーシップ宣誓制 度	同日		甲A427
108	埼玉県東松山市	東松山市パートナーシップ宣誓制 度	同年7月1日	90,385	甲A333
109	神奈川県大井町	大井町パートナーシップ宣誓制度	同日	17,351	甲A334
110	神奈川県南足柄市	南足柄市パートナーシップ宣誓制 度	同日		甲A335
111	石川県金沢市	金沢市パートナーシップ宣誓制度	同日	448,702	甲A336
	愛知県豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言	同月16日	419,249	
-	佐賀県	佐賀県パートナーシップ宣誓制度	同年8月27日	812,193	
	三重県	三重県パートナーシップ宣誓制度	同年9月1日	1,784,968	
	<u> </u>	1		· ,	

			1		
115	埼玉県入間市	入間市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	146,309	甲A340
116	栃木県日光市	日光市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A341
117	山口県宇部市	宇部市パートナーシップ宣誓制度	同日	161,767	甲A342
118	徳島県三好市	三好市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	24,115	甲A343
119		新富町パートナーシップ宣誓制度	同日	17.048	甲A561
-	埼玉県久喜市	久喜市パートナーシップ宣誓制度	同年10月1日	151,669	
		毛呂山町パートナーシップ宣誓制		·	
121	埼玉県毛呂山町 	度	同日	32,900	甲A345
122	埼玉県川島町	川島町パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	19,345	甲A346
123	神奈川県松田町	松田町パートナーシップ宣誓制度	同日	10,756	甲A347
124	滋賀県彦根市	彦根市パートナーシップ宣誓制度	同日	111,807	甲A348
125	京都府向日市	向日市パートナーシップ宣誓制度	同日	57,116	甲A349
126	岡山県備前市	備前市パートナーシップ宣誓制度	同日	32,667	甲A350
127	広島県安芸高田市	安芸高田市パートナーシップ制度	同日	27,531	甲A351
128	佐賀県唐津市	唐津市パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A352
	熊本県大津町	大津町パートナーシップ宣誓制度	同日	35.807	甲A353
_	沖縄県浦添市	浦添市パートナーシップ宣誓制度	同日	115,744	
	埼玉県狭山市	狭山市パートナーシップ・ファミ	同月11日	149,692	
122	海自用那如 町	リーシップ宣誓制度	日午11日1日	7 716	H A 4 2 0
132	徳島県那賀町	那賀町パートナーシップ宣誓制度	同年11月1日	7,710	甲A428
133	埼玉県ときがわ町	ときがわ町パートナーシップ宣誓 制度	同年12月1日	10,759	甲A429
134	山梨県甲州市	甲州市パートナーシップ宣誓制度	同日	30,447	甲A430
135	岡山県倉敷市	倉敷市パートナーシップ宣誓制度	同日	479,861	甲A431
136	岡山県真庭市	真庭市パートナーシップ宣誓制度	同日	43,424	甲A432
137	香川県善通寺市	善通寺市パートナーシップ宣誓制 度	同日	31,037	甲A433
138	宮崎県えびの市	えびの市パートナーシップ宣誓制 度	同日	18,267	甲A434
139	石川県白山市	白山市パートナーシップ宣誓制度	同月10日	113,136	甲A435
	千葉県船橋市	ふなばしパートナーシップ宣誓制 度	同月16日	645,718	
141		草加市パートナーシップ宣誓制度	同月20日	250,824	甲A437
		所沢市パートナーシップ・ファミ	2022(令和4)年1	<u> </u>	
142	埼玉県所沢市	リーシップ届出制度	月1日	343,637	甲A438
143	埼玉県日高市	日高市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	54,852	甲A439
144	埼玉県飯能市	飯能市パートナーシップ・ファミ リーシップ届出制度	同日	78,630	甲A440
145	広島県三原市	三原市パートナーシップ宣誓制度	同日	90,320	甲A441
146	鹿児島県鹿児島市	鹿児島市パートナーシップ宣誓制 度	同日	600,318	甲A442
147	愛知県蒲郡市		同月4日	79.261	甲A443
	埼玉県吉川市	吉川市パートナーシップ宣誓制度	同年2月1日		甲A479
	東京都多摩市	多摩市パートナーシップ制度	同日	1 2	甲A480
	千葉県市川市 	市川市パートナーシップ・ファミ リーシップ届出制度	同日	490,843	
1 - 1				04 445	H 4 400
	神奈川県綾瀬市	綾瀬市パートナーシップ宣誓制度	同日	•	甲A482
_	神奈川県寒川町	寒川町パートナーシップ宣誓制度	同日		甲A483
153	青森県	青森県パートナーシップ宣誓制度	同月7日	1,243,081	₩A484

154	北海道江別市	江別市パートナーシップ宣誓制度	同年3月1日 119,70	1 甲A485
	徳島県美馬市	美馬市パートナーシップ宣誓制度		1 甲A486
	佐賀県上峰町	上峰町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A487
	埼玉県深谷市	深谷市パートナーシップ宣誓制度		3 甲A488
	北海道函館市	函館市パートナーシップ宣誓制度	· ·	6 甲A489
	北海道北見市	北見市パートナーシップ宣誓制度		6 甲A490
		あきたパートナーシップ宣誓証明		
	秋田県	制度		6 甲A491
	秋田県秋田市	秋田市パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A492
	栃木県野木町	野木町パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A562
	群馬県吉岡町	吉岡町パートナーシップ宣誓制度	同日 100.00	甲A563
164	埼玉県熊谷市	熊谷市パートナーシップ宣誓制度	同日 193,82	0 甲A493
165	埼玉県富士見市	富士見市パートナーシップ宣誓制 度	同日 112,42	0 甲A494
166	埼玉県八潮市	八潮市パートナーシップ宣誓制度	同日 92,19	2 甲A495
167	埼玉県吉見町	吉見町パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日 18,39	0 甲A496
168		上里町パートナーシップ宣誓制度	同日 30,70	2 甲A497
	埼玉県美里町	美里町パートナーシップ宣誓制度	,	4 甲A498
	埼玉県神川町	神川町パートナーシップ宣誓制度	· ·	3 甲A499
171	埼玉県宮代町	宮代町パートナーシップ・ファミ		4 甲A500
		リーシップ届出制度		
	埼玉県鳩山町	鳩山町パートナーシップ宣誓制度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9 甲A501
	埼玉県横瀬町	横瀬町パートナーシップ宣誓制度		6 甲A502
174	東京都北区	北区パートナーシップ宣誓制度	同日	甲A503
175	東京都武蔵野市	武蔵野市パートナーシップ宣誓制 度	同日	甲A504
176	神奈川県厚木市	厚木市パートナーシップ宣誓制度	同日 223,45	1 甲A505
177	神奈川県海老名市	海老名市パートナーシップ宣誓制 度	同日 136,96	5 甲A506
178	神奈川県平塚市	平塚市パートナーシップ宣誓制度	同日 255,98	7 甲A507
179	神奈川県二宮町	二宮町パートナーシップ宣誓制度	同日 28,18	3 甲A508
180	神奈川県開成町	開成町パートナーシップ宣誓制度	同日 18,38	6 甲A509
181	神奈川県中井町	中井町パートナーシップ宣誓制度	同日 9,09	9 甲A510
182	神奈川県山北町	山北町パートナーシップ宣誓制度	同日 9,78	3 甲A511
183	神奈川県大磯町	大磯町パートナーシップ宣誓制度	同日 32,46	4 甲A564
184	神奈川県愛川町	愛川町パートナーシップ宣誓制度	同日 39,69	0 甲A565
185	長野県駒ケ根市	駒ケ根市パートナーシップ宣誓制 度	同日 32,18	9 甲A512
186	静岡県静岡市	静岡市パートナーシップ宣誓制度	同日 689,07	9 甲A513
	静岡県湖西市	湖西市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度		3 甲A514
188		関市パートナーシップ宣誓制度	同日 86,27	3 甲A515
	受	高浜市パートナーシップ宣誓制度		0 甲A516
	愛知県岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度		5 甲A517
191	愛知県新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度	同日 44,50	1 甲A518
192	愛知県田原市	田原市パートナーシップ制度	· ·	2 甲A519
	京都府福知山市	福知山市パートナーシップ制度		8 甲A520
	兵庫県たつの市	たつの市パートナーシップ宣誓制 度		0 甲A521
195	 兵庫県姫路市	<u> </u>	同日 530,87	7 甲A522
	<u> </u>	/ アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	350,01	. 1 / 1022

196	岡山県笠岡市	笠岡市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	46,270	甲A523
197	広島県廿日市市	廿日市市パートナーシップ宣誓制 度	同日	116,649	甲A524
198	 広島県府中町		同日	52 935	甲A525
	徳島県阿南市	阿南市パートナーシップ・ファミ リーシップ制度	同日	<u>·</u>	甲A526
200	香川県さぬき市	さぬき市パートナーシップ宣誓制 度	同日	46,561	甲A527
201	香川県観音寺市	観音寺市パートナーシップ・ファ ミリーシップ宣誓制度	同日	58,487	甲A528
202	香川県綾川町	綾川町パートナーシップ宣誓制度	同日	23,563	甲A529
203	香川県宇多津町	宇多津町パートナーシップ宣誓制 度	同日	18,454	甲A530
204	香川県まんのう町	まんのう町パートナーシップ宣誓 制度	同日	17,875	甲A531
205	香川県琴平町	琴平町パートナーシップ制度	同日	8,611	甲A532
	福岡県	福岡県パートナーシップ宣誓制度	同日	5,108,507	
207	福岡県粕屋町	粕屋町パートナーシップ・ファミ リーシップ制度	同日		甲A534
208	福岡県福津市	福津市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日		甲A535
209	大分県豊後大野市	豊後大野市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度	同日	34,082	甲A536
210	大分県竹田市	竹田市パートナーシップ宣誓制度	同日	20,412	甲A537
	宮崎県西都市	西都市パートナーシップ宣誓制度	同日	<u> </u>	甲A538
	宮崎県門川町	門川町パートナーシップ宣誓制度	同日	<u>_</u>	甲A539
	東京都荒川区	荒川区同性パートナーシップ制度	同月25日	,	甲A566
214	愛知県春日井市	春日井市パートナーシップ・ファ ミリーシップ宣誓制度	同年5月1日	309,788	甲A567
215	千葉県習志野市	習志野市パートナーシップ・ファ ミリーシップ制度	同年6月1日	175,372	甲A568
216	徳島県鳴門市	鳴門市パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	55,466	甲A569
217	香川県坂出市	坂出市パートナーシップ宣誓制度	同日	F1 270	甲A570
210	.			31,370	± 7370
210	高知県土佐清水市	土佐清水市パートナーシップ・ ファミリーシップ登録制度	同日	<u>-</u>	甲A571
	高知県土佐清水市宮崎県日向市		同日	12,603	
219		ファミリーシップ登録制度		12,603	甲A571 甲A572
219 220	宮崎県日向市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓	同日	12,603 59,953 114,279	甲A571 甲A572
219 220 221	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度	同日 同年7月1日	12,603 59,953 114,279	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574
219 220 221 222	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574
219 220 221 222 223	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村 愛知県豊川市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度 豊川市パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860 186,775	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574 甲A575
219 220 221 222 223 224	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村 愛知県豊川市 大阪府茨木市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度 豊川市パートナーシップ宣誓制度 茨木市パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日 同日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860 186,775	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574 甲A575 甲A576
219 220 221 222 223 224 225	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村 愛知県豊川市 大阪府茨木市 鳥取県境港市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度 豊川市パートナーシップ宣誓制度 茨木市パートナーシップ宣誓制度 境港市パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日 同日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860 186,775	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574 甲A575 甲A576 甲A577 甲A578
219 220 221 222 223 224 225 226	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村 愛知県豊川市 大阪府茨木市 鳥取県境港市 熊本県菊池市 栃木県	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度 豊川市パートナーシップ宣誓制度 茨木市パートナーシップ宣誓制度 境港市パートナーシップ宣誓制度 菊池市パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860 186,775 33,281 47,414	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574 甲A575 甲A576 甲A577 甲A578 甲A579
219 220 221 222 223 224 225 226 227	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村 愛知県豊川市 大阪府茨木市 鳥取県境港市 熊本県菊池市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度 豊川市パートナーシップ宣誓制度 茨木市パートナーシップ宣誓制度 境港市パートナーシップ宣誓制度 菊池市パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日 同日 同日 同日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860 186,775 33,281 47,414	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574 甲A575 甲A576 甲A577 甲A578 甲A579 甲A580
219 220 221 222 223 224 225 226 227 228	宮崎県日向市 埼玉県ふじみ野市 神奈川県清川村 愛知県豊川市 大阪府茨木市 鳥取県境港市 熊本県菊池市 栃木県 栃木県佐野市	ファミリーシップ登録制度 日向市パートナーシップ宣誓制度 ふじみ野市パートナーシップ宣誓 制度 清川村パートナーシップ宣誓制度 豊川市パートナーシップ宣誓制度 茨木市パートナーシップ宣誓制度 境港市パートナーシップ宣誓制度 菊池市パートナーシップ宣誓制度 とちぎパートナーシップ宣誓制度 佐野市パートナーシップ宣誓制度	同日 同年7月1日 同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日 同日	12,603 59,953 114,279 2,860 186,775 33,281 47,414 1,942,494	甲A571 甲A572 甲A573 甲A574 甲A575 甲A576 甲A577 甲A578 甲A579 甲A580

【リンク州紙 自由にお貼り 4 だうが制度導入自治体一覧 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

231	愛知県豊山町	豊山町パートナーシップ・ファミ リーシップ宣誓制度	同日	15,831	甲A584
232	香川県三木町	三木町パートナーシップ宣誓制度	同日	27,432	甲A585
222	栃木県那須塩原市	なすしおばらパートナーシップ宣	同年10月1日		甲A586-1
233	物水宗那須塩原巾 	誓制度	円井10万1口		568-2
234	神奈川県座間市	座間市パートナーシップ宣誓制度	同日	131,709	甲A587
235	福井県越前市	越前市パートナーシップ宣誓制度	同日	81,968	甲A588
236	和歌山県橋本市	橋本市パートナーシップ宣誓制度	同日	61,019	甲A589
227	岡山県瀬戸内市	瀬戸内市パートナーシップ・ファ	同日	36 667	甲A590
231		ミリーシップ宣誓制度		30,007	TA330
238	広島県海田町	海田町パートナーシップ宣誓制度	同日	30,408	甲A591
239	高知県黒潮町	黒潮町パートナーシップ宣誓制度	同日	10,594	甲A592
240	埼玉県戸田市	戸田市パートナーシップ・ファミ		141 224	⊞ A E O 2
240	均 工 乐 厂 山 巾	リーシップ届出制度	同月11日	141,324	TA333
241	東京都	東京都パートナーシップ宣誓制度	同年11月1日	13,794,933	甲A594
2/12	大阪存沙田市	池田市パートナーシップ・ファミ			甲A595
242	大阪府池田市 	リーシップ宣誓制度	同日		TH 4030

導入自治体人口合計 78,237,323 人 総人口に対する導入自治 62.1 % 体人口割合 参考 総人口 125,927,902 人

【リンクはご自由にお貼りください】 別紙2 ファミリーシップ制度導入自治体一覧 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

	自治体名	制度名	ファミリーシップ制度開始日 (カッコ内はパートナーシップ制度開始日)	証拠
1	兵庫県明石市	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2021(2021)年1月8日(同日)	甲A163
2	徳島県徳島市	徳島市パートナーシップ宣誓制度	2021年2月1日 (2020(令和2)年4月1日)	甲A444
3	東京都足立区	足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2021年4月1日(同日)	甲A244
4	福岡県古賀市	古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2021年7月1日(2020年4月1日)	甲A445
5	愛知県豊田市	豊田市ファミリーシップ宣誓制度	2021年7月16日(同日)	甲A337
6	埼玉県入間市	入間市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2021年9月1日(同日)	甲A340
7	徳島県三好市	三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2021年9月1日(同日)	甲A343
8	埼玉県川島町	川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2021年10月1日(同日)	甲A346
9	埼玉県狭山市	狭山市パートナーシップ宣誓制度	2021年10月11日(同日)	甲A355
10	埼玉県鴻巣市	鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2021年12月1日(2020年12月1日)	甲A446
11	岡山県総社市	総社市ファミリーシップ制度	2021年12月1日 (2019(平成31)年4月1日)	甲A447
12	埼玉県所沢市	所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度	2022(令和4)年1月1日(同日)	甲A438
13	埼玉県日高市	日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年1月1日(同日)	甲A439
14	埼玉県飯能市	飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度	2022年1月1日(同日)	甲A440
15	香川県三豊市	三豊市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年1月1日(2020年1月1日)	甲A448
16	千葉県市川市	市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度	2022年2月1日(同日)	甲A481
17	栃木県鹿沼市	鹿沼市パートナー・ファミリーシップ宣誓制度	2022年4月1日(2019年6月3日)	甲A596
18	埼玉県吉見町	吉見町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年4月1日(同日)	甲A496
19	埼玉県宮代町	宮代町パートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度	2022年4月1日(同日)	甲A500
20	静岡県湖西市	湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年4月1日(同日)	甲A514
21	愛知県岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年4月1日(同日)	甲A517
22	岡山県笠岡市	笠岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年4月1日(同日)	甲A523
23	徳島県阿南市	阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2022年4月1日(同日)	甲A526
24	香川県観音寺市	観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓制度	2022年4月1日(同日)	甲A528
25	福岡県粕屋町	粕屋町パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2022年4月1日(同日)	甲A534
26	福岡県福津市	福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年4月1日(同日)	甲A535
27	大分県豊後大野市	豊後大野市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度	2022年4月1日(同日)	甲A536
28	愛知県春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓制度	2022年5月1日(同日)	甲A567

【リンクはご自由にお貼りください】 別紙2 ファミリーシップ制度導入自治体一覧 「結婚の目由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

29	高知県土佐清水市	土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ 登録制度	2022年6月1日(同日)	甲A571
30	千葉県習志野市	習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	2022年6月1日(同日)	甲A568
31	徳島県鳴門市	鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年6月1日(同日)	甲A569
32	大阪府富田林市	富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓制度	2022年7月1日(2020年7月1日)	甲A597
33	大阪府大阪市	大阪市ファミリーシップ制度	2022年8月1日 (2018(平成30)年7月1日)	甲A598
34	新潟県三条市	三条市パートナーシップ宣誓制度及びファミリー シップ宣誓制度	2022年9月1日(同日)	甲A582
35	愛知県一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年9月1日(同日)	甲A583
36	愛知県豊山町	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年9月1日(同日)	甲A584
37	岡山県瀬戸内市	瀬戸内市パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓制度	2022年10月1日(同日)	甲A590
38	沖縄県那覇市	那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録	2022年10月1日 (2016(平成28)年7月8日)	甲A599
39	埼玉県戸田市	戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度	2022年10月11日(同日)	甲A593
40	東京都世田谷区	世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣 誓制度	2022年11月1日 (2015(平成27)年11月1日)	甲A600
41	大阪府池田市	池田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 制度	2022年11月1日(同日)	甲A595